

平成15年3月7日(金曜日)第1回定例会

出席議員(23名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	井上勝	議員			

欠席議員(1名)

12番	渡辺成也	議員
-----	------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成15年3月7日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成15年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成15年3月7日(金)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
11	最上川寒河江緑地整備事業について	年次計画の具体的取り組みについて 管理運営について 緑地内のビオトープの整備計画について	19番 松 田 伸 一	市 長
12	地域防災計画について	第4次振興計画では地域防災計画の見直しがうたわれ、平成11年度及び12年度決算書によると6,195,000円ですで見直しされています。しかし「寒河江市地域防災計画」の実態は、昭和59年策定当時のままとなっています。見直し作業の現状と問題点及び改善策について伺いたい	17番 川 越 孝 男	市 長 監 査 委 員
13	公平な行政執行について	下水道受益者負担金をめぐる問題点と改善策について		市 長
14	福祉政策について	「老人保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の見直しにともなう特養施設を要望の強い西部地区へ整備することについて		市 長
15	政府予算案と住民福祉の向上について	新年度政府予算案に対する長としての見解について	18番 内 藤 明	市 長
16	福祉施策の充実について	介護保険の介護度に連動する障害者に準ずる認定書の発行について 在宅酸素療法者への補助制度の創設について	22番 遠 藤 聖 作	市 長
17	入札制度の改善について	談合防止策について		市 長
18	住環境を守ることに ついて	インターネットの活用について 日照権条例の制定について		市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 11 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

私は、緑化フェア後の 9 月議会でも最上川ふるさと公園に接する最上川河岸一帯の整備について質問いたしました。その後、市民からもさまざまな意見が寄せられましたので、提言を交えながら質問をしております。市長の誠意ある答弁を期待申し上げます。

昨年の 4 月に、仮称として「最上川寒河江緑地整備計画」の概要が説明されました。その後、地域のスポーツ振興策や多目的水面広場の利活用についての課題などに対し順次質問をしております。

緑化フェアを開催した最上川ふるさと公園、それに接する最上川緑地一帯、それに葉山、慈恩寺、長岡山、チェリーランドなどの拠点は観光スポットとしても市民の誇れる自然環境を保っております。それに最上川緑地が整備され、スポーツや自然との触れ合い、身近に触れ合える空間が創造されることは、これからの地域づくりに活力を与えるものと思う反面、膨大な費用がかかり過ぎる面もあるのではないかと危惧する市民も多くおります。

もともと河川敷は、河川の川の流下に合わせて自然が造成したものであります。上流域にダムがつくられたり、護岸にコンクリートや石積み、人工物で守られた築堤がつくられ、人間の生活領域を徐々に広めてまいりました。緑地公園が整備される地域も食糧難時代には畑として、貴重な耕作地として活用された時代もあります。これらの地域が、地域の要求にこたえ新たな活用により有意義な地域として脚光を浴びることは大変喜ばしいことであります。

でも、自然の持つ力が人間の想像力をはるかに超えたものであることは皆様の御承知のとおりであります。その地域に新たに人間の手が加えられるわけですが、今年度は測量と実施設計があり、一部では掘削工事も実施されました。自然との調和を図りながら計画は進められると思いますが、その点なども含め、どのような手順で年次ごとに工事が進められていくのかをお伺いいたします。

次に、実施設計で 15 年度、多目的水面広場の工事に着手し、後方の築堤部分の築堤に着手するわけですが、遮水幕などの関連から、下流の方から上流へと進めるものと思いますが、湧水や雨期などの関係から、どのような工程となるのか、大まかな年次計画を伺います。

第 3 に、掘削を縮小し、グラウンドや広場、芝生整備など同時進行はできないものかを伺います。

の管理運営について伺います。

地域内は約 25 ヘクタールの約 4 分の 1 が多目的水面広場になる計画ですが、水面ではカヌーの競技用として活用されるようつくられるわけですが、いろいろな問題があるように考えます。

一つは、洪水対策です。今までの洪水は、年度ごとに最高水位が高くなってきております。施設内への冠水など心配があるのかどうか。

流水面とコース内の水面との高低の違いが約 4 メートルと設定されていますが、コースへの導水方法、自然との調和を考えた場合、エネルギーや自然への負荷を少なくすることを考慮する必要があると思います。

多目的水面と流水面との高さの違いから、流水面への漏水を防ぐ方法が図られていますが、遮水幕などにどんな物質が用いられるのか。皮膜から溶け出す物質はないのか。耐用年数はどのぐらいになっているのか心配であります。

遮水幕部分の保護、雑草や沈澱物、それに風などが運ぶ水面浮遊物の始末など管理面での問題など、対策と運営経費など必要になるわけですが、計画では管理運営など提示されていませんでした。

多目的水面では、築堤、緩斜面と既存の堤防が露出しているところがあります。完成後は、当然イベントなどが開催され多くの人が集まるところ、そういうところは安全対策は欠かせません。危険防止の施設の設置などはどの程度なされるのか。事故などで設置者責任が問われる例もあり、万全でなければならないと考えます。

カヌー競技は、冬期間の開催が西日本域に集中している傾向が見られます。寒河江市主催での競技会の開催、日本カヌー連盟との競技協定や都市公園などに見られるようなレクリエーション的な遊戯用ボートなどの併用などが考えられますが、次の点を伺います。

一つ、洪水対策はどのようになっているのか。

多目的水面広場に揚水する方法など、どんな方法をとるのか。

遮水幕に何をを用いるのか。耐用年数と、それから融解物があるのかないのか。

地域内の危険防止と安全対策。

イベントとレクリエーション的活用計画。

六つ目には、利用期間と閑散期間、利用されない期間の活用などどのように考えているのか伺います。

次に、3番目の緑地内のピオトープの整備計画についてであります。

遮水シートの上に皮膜する土質、土壌がどんなもので、どのような厚さになるのか明確になっていませんが、実施計画ではどんなことを想定しているのか今のところわかりません。

皮膜する土質や厚さにより、長い年月では植生界、人工的に植えるものもあるわけですが、その植生界に思いもかけないような種類が新たに発生する場合があります。新たに造成するピオトープのところと現在のまま残すところではおのずと小動物にはすみ分けができたりします。25ヘクタールといっても、自然環境面から考えますとほんの小さな区域にすぎません。ヘビ、カエルなどの両生類ではある程度集団生息が可能かもしれませんが、トンボなど飛翔昆虫は幼虫時代と成虫時代になってからの生活様式が全く別なものになります。

そこで質問であります。遮水幕を覆う土質、それに厚さをどのように想定しているのか。

新たに植栽する樹木、低木類は鑑賞用のツツジなど考えておられるようですが、中高木などはどのような傾向の樹種、木の種類になるのか伺います。

生息する動植物、水質改良に役立つ植物群や微生物などにどんな配慮がなされるのか。

新たなピオトープを設置した場合、周辺地域の環境に対しどのような影響を想定されているのか伺います。

以上で、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 最上川寒河江緑地について申し上げます。

当緑地につきましては、都市公園事業として都市計画決定し、国の補助事業として認可を得まして、平成 14 年度から事業を進めているところでございます。

当緑地は、市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、自然との触れ合いの場としての整備はもちろんですが、最上川の水資源を活用したところの多目的水面広場を初め、グラウンド広場、芝生広場を主施設として整備してまいりたいと考えております。

現段階の整備期間としては、平成 14 年度から 20 年度までと考えております。

平成 14 年度事業として実施設計や測量を実施いたしまして、現在国土交通省と河川敷占用許可の事前協議を終了いたしまして、占用許可本協議中でございます。間もなく許可の見込みとなっております。占用許可を待って、平成 14 年度分の掘削工事の発注を実施してまいりたいと考えております。

緑地整備事業について、多くの質問がございましたが、順次答えてまいりたいと思っております。

まずは、これまで測量調査したわけでございますけれども、その間に樹木とか動植物はどのようなものがあったかということだろうと思っておりますが、市で調査に入った時期は、国土交通省で粗大ごみなどの不法投棄物を一掃するために樹園地の樹木伐採と粗整地を終えた後でございました。それで動植物の詳細な生息実態は把握していないところでございます。

それから、高水敷、高い水、高水敷に残っている果樹以外の樹木は、柳が 2 本、クルミが 3 本、桜 1 本となっております。また、低水敷にある河畔林には、柳が 105 本、ポプラが 7 本生育しております。また、野鳥は、ヒバリとかホオジロ、シジュウカラなどが飛来しているようでございます。

それから、工事工程と年次計画でございますが、現在のところ、平成 14 年度から平成 17 年度と考えております。

平成 14 年度、平成 15 年度は、整地工、整える、整地工、それから掘削工、盛り土工事。盛り土工事は堤防の腹づけも含めてでございますが、それから、吐出口の工事を行いまして、平成 16 年度には遮水、水を遮る遮水シート、それから布団かご工事、いわゆる蛇かごでございます、布団かご工事。それから取水口工事。平成 17 年度は、水路とか、電気とか、給水工事、園路工事、取りつけ道路工事を予定しております。

次に、グラウンド広場と芝生整備とを同時進行云々というような質問がございました。

多目的水面広場整備の掘削した土地を堤防の腹づけ盛り土工事と、それから開発公社の横道団地の造成土と、それから、緑地内のグラウンド広場や芝生広場の整地の方へ利用を考えております。そんなことから、多目的水面広場の掘削工事を先行しなければなりません。グラウンド広場、芝生広場の整地につきましても可能な限り水面広場と並行して進めてまいりたいと考えております。

それから、洪水対策ということのお尋ねがございました。

この当該の計画といたしまして、多目的水面広場、それから多目的グラウンド広場、それからレクリエーション広場を計画しておるわけでございますが、その場所は高水敷でございます、昭和 42 年 8 月の羽越水害のときの記録的な集中豪雨で冠水はしましたけれども、その後は台風や集中豪雨の際も冠水していない場所でございます。最上川の沿川でも、高台にありまして、冠水確率の非常に低い土地であると思っております。しかしながら、予想を超える大雨も確率としては考えられるわけでございますので、河川法の範囲内での川岸の盛り土整地も国土交通省と協議してまいりたいと思っております。

それから、多目的水面広場の揚水の問題でございます。最上川本流からの自然取水も検討いたしましたが、自然取水となれば、柴橋地区の此の木橋下流地点あたりからの引き込みとなり、引き込みの区間のルート確保

と占用が難しくなります。したがって、緑地近接地からのポンプアップによる揚水というものを計画しております。

それから、遮水幕、いわゆる遮水シートについてのお尋ねでございますが、遮水シートの耐用年数と融解物の有無なわけでございますが、当該緑地の地質ボーリング資料を国土交通省からいただきましたところ、現地盤の地下 80 センチメートルからは透水係数、水が通る透水係数の高い砂れき層となっておりますので、遮水シート、遮水幕、議員は遮水幕といいましたけれども、遮水シートにより漏水防止工事を施したいと考えております。

この遮水シートは、価格も安価で水に強く、膨潤力、いわゆる膨らむ力、膨潤力の高いベントナイト系シートを考えております。耐用年数は数百年であるといわれております。また、ベントナイトは、天然素材の粘土鉱物であり、無公害でございます。

それから、安全対策の質問でございますが、水際で布団かごを設置するとともに、低木樹、それから水生植物を植栽し、転落防止対策を施してまいりたいと考えております。また、高水敷の周囲には最上川本流が貫流してあるわけでございます。現況を見ますと、低水護岸や河畔林により安全が確保されている箇所と、護岸がなく水面まで急なげ地になっている箇所もございますので、国土交通省と協議しながら、これらの場所には外周管理用道路と、それから最上川のりじりとの間に低木樹の植栽や看板設置により転落が起きないように対策を講じてまいりたいと思っております。

それから、イベントとかレクリエーション的な活用でございますが、多目的水面広場の利活用につきましては、カヌー、それからゴムボートなど水上用スポーツやレジャー用具を使つての利活用となりますが、一部競技者や愛好者だけでなく、一般の方も、また初心者の方も多くの人々が利用できるような利用形態を整えてまいりたいと思っております。

それから、水面広場の規模としましては 500 メートルまでの大会を開催できる施設を計画しており、県内の大会の誘致や市内の大会等の開催、また全国規模の高校とか中学のカヌー大会の誘致も考えてまいりたいと思っております。

次に、利用期間の閑散期の活用ということについての御質問もございました。

多目的水面広場の利用者の多くは、春、いわゆる 3 月の中旬ごろから、秋、11 月ごろまでの期間と思いますが、雪の降る冬季については競技者の練習会場として、可能な限り対応できるよう検討を考えてまいりたいと思っております。

また、一部堤防敷に腹つけ盛り土する築堤からの斜面を利用しまして、幼児、子供向けのそり遊びやミニスキーなども利用できるものと思っております。それから、グラウンド広場や芝生広場につきましては、歩くスキーやさまざまなイベントを市民の皆さんと知恵を出し合つて、利活用方法を考えてまいりたいと思っております。

それから、最上川の川岸に河畔林があるわけでございますが、この周囲の河畔林については、雪原を歩くアウトドアスポーツとしてスノーシューイング愛好者、いわゆる昔でいえば日本のかんじきでございますが、こういうかんじきの大型の道具を靴に取りつけて自然散策するスポーツでございますスノーシューイングでございますが、最近ふえておりますので、これらの利用も十分できるのではないかなと思っております。

それから、ピオトープに関しての問題でございますが、まずは、多目的水面広場の遮水シートを覆うところの土質とか厚さというもののことに質問がございました。

今も申しあげましたけれども、水面広場の底には漏水防止のために遮水シートを施したいと考えておりますが、遮水シート保護のため、現地の発生する粘性土と、それから砂利を合わせまして、50 センチ程度の覆土を施す設計としております。

それから、植栽する植物についてでございますが、高水敷の緑地帯での中高木の植栽ということでございま

すが、最上川さくら回廊の一役を担う風光明媚な地域でございます。そういうことから、地元からも要望のありますところの桜を主体に、ケヤキとかクヌギとかコナラなどを考えておるところでございます。

それから、生息するところの動植物に対して、あるいは微生物に対しての配慮のことでございますが、この緑地内には極力緑資源の確保を図ってまいりたいと考えております。また、堤防腹つけ盛り土する空間や築堤斜面には芝生の吹きつけを施すとともに、水面広場水際には布団かごを積んで、多孔質、いわゆる穴のたくさんある多孔質空間をつくることで、水生昆虫と植物にも生育しやすいような環境をつくってまいりたいと考えております。また、いろいろ地元からも要望がありましたハナショウブなど水生植物の植栽も計画したいと考えております。

それから、こういう新たなビオトープを設置した場合の環境の変化ということに対してでございますが、周辺への影響についてになるわけでございますが、ビオトープを整備する箇所にはアゼスゲとかエゾミソハギ、エゾリンドウ、ヨシ、サワギキョウなどの水辺植物を導入する計画でございますが、ごく普通に水辺で見られるものを主体としております。周辺地域の環境に対する影響は少ないと考えております。

なお、ビオトープを造成することによりまして、河川空間に多様性ある自然環境が形成されることで、今以上に昆虫の生息や野鳥の飛来があるなど、よい方へ影響するものと考えております。

また、今も申しあげましたけれども、最上川寒河江緑地として占用し整備する高水敷と、それから最上川本流水面の間広がる低水敷には、河畔に広大な河畔林がございます。この河畔林には柳やポプラなどの成木が生い茂っております。そして、野鳥も飛来しておるようでございます。中には湿地帯もあります。自然観察や野外教育等絶好のビオトープエリアになるものと思っております。河川管理者でありますところの国土交通省でも、この河畔林空間というものを河川敷のビオトープゾーンとして自然観察路の整備を行い、保全、活用に努め、管理していく方針のようでございます。

以上、いろいろな質問に答弁申しあげました。以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 丁寧なお答えありがとうございました。

新たに河川敷に沼を掘るわけですが、その出てくる土というんだか、残土というんだかわかりませんが、その土の利用方法、今横道団地に使うとかありましたけれども、それはどこのものなんですか。その残土は市で新たに買う必要があるんでしょうか。その点をひとつお伺いしたいと思います。

掘ったものをその地域に戻すのであれば、お金もかかる必要はないと私は考えるんですけれども、そういう面で、掘ったものをその広場でまた活用するという事は、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、スキーなど、そういうふうな面での活用面があるということで、単なる広場という水平な広場を単につくるのではなくて、さまざまな起伏に富んだ盛り土というか、そういうものをつくることによって、今度は利用範囲がもっとももっと広まるのではないかと考えるわけです。

例えば、今パークゴルフというものがお年寄りたちに非常に人気があるわけです。そんなことも、そういうふうな起伏に富んだところをつくることによって、そういう利用範囲も広まるのではないかなと思っています。

けれども、何よりもまずそういうふうな、わざわざそこにカヌーのコースをつくっても、日本カヌー連盟にインターネットでアクセスしてみても、その競技内容とかはほとんどがスラローム競技のカヌー競技が非常にたくさん出てきますけれども、レーシングカヌーに対する要望とか開催とかはほとんどありませんでした。私は、それだけレーシングカヌーに対する競技需要というか、競技人口が余り多くないのではないかなと考えるわけです。

そうすることによって、そういうふうは無理してコースをつくるということではなくて、もっとその広場をお金をかけないで利用する方法が見つかるのではないかと考えるわけですが、その点、やはり市長はカヌーにこだわって、多目的水面広場にこだわっているのかなと思うんですけれども、もっと水面ではなくて陸地として活用できる方法を模索することができないのかなと考えるわけです。

それから、冬期間のイベント、レクリエーション的活用もするということですが、洪水対策なども羽越水害以来なかったと言われますけれども、市長もその点は心配しているようですけれども、やはり洪水が起きますと、冠水が起きますと沼地が埋まるわけです。そうすることによって、今度はたくさんの弊害が出てくるのではないかなと心配するわけです。

それから、取水の方法ですが、天然流下による取水が非常に困難だという話ですが、極小流下で水面を上げる方法として水車など考えられるわけですが、そういうふうな方法など、河口を狭めて流水を速くしてなどもすると、そんな方法もできるのではないかと考えますが、そういうことよりも、陸地として活用する方法を模索する方が得策ではないかなと考えるものです。

それから、ピオトープですが、あの一帯ももう既にピオトープといわれるようなところに、また人工の手を加えてピオトープをつくるわけですが、私は、やはりピオトープの中にピオトープをつくってしまうようなもので、費用のむだ遣いではないかなと考えるものです。

それから、野鳥の飛来がこれからピオトープをつくるとどんどんふえると言われますけれども、野鳥の中には、ムクドリとか、私たちのさくらんぼの時期にムクドリが大量に飛来して非常に困った時期もあるわけです。寒河江川の樹木をいろいろ考えて対策を練ったときもあるわけです。そうすることも当然起きるのではないかなと思います。

植栽する木などもケヤキとかクヌギとかコナラなど考えられているようですが、今まで生えている樹木は、一応親水、水に親しい木といえますが、クルミとか柳とか比較的湿地に強いものですが、クヌギなどは水質には非常に弱い、山間地域の斜面とか乾燥面に生えている木ですので、そういうものが果たして根づくかどうかは心配な面もあるわけです。

そういうことを考え合わせると、やはりもう少し費用をかけないでその陸地面を活用する方法が、もっと別な方法も模索できるのではないかと考えるわけですが、市長のお考えを伺いまして、第2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの再度の質問でございますが、あそこはあれなわけございまして、先ほども申しあげましたように、国土交通省からお借りして占用許可を得てやるものでございまして、そういう意味で、掘削した土は買う必要はあるわけではないのでございまして、あくまでも掘削したものは公共用に使うということの話になっておるわけでございます。

それから、カヌー、カヌーといいますが、皆カヌーだけオンリーというように考えていらっしゃるようでございますけれども、今も申しあげましたように、カヌーだけではなくて、いろいろな多目的なものに使えるようにということを考えておるわけございまして、そして、堤防に腹づけしたところには盛り土するわけでございますが、今申しあげましたとおり、それなども十分にスキー場などには当然これは使えるなと思っております。

それから、あくまでも多面的に利用するという考え方でございまして、カヌーのことだけがどうも吹聴されておるようでございますけれども、そうではなくて、自然を活用した、あの土地をうまく生かしたところの公園と、水辺公園と、大きな水辺公園ということになるわけでございますので、その辺のことを御理解いただきたいと思っております。

それから、レーシングカヌーの話が出ましたけれども、どういうものを誘致してここで開催するかというようなことはこれからのことございまして、カヌーのみならず広くいろいろなものに利用できるようなことで、スポーツあるいはレクリエーションに起用していきたいと思っております。

それから、洪水の冠水を御心配のようございすけれども、1問でも答弁申しあげましたように、最上川の水面からはかなり高くなっておりますけれども、上流の方あたりには、これも盛り土しまして、国土交通省と十分協議しまして盛り土しまして、洪水の心配のないようにと考えておるところでございます。

それから、ピオトープとの関連でございますが、ピオトープの中にピオトープというような話でございますが、いわゆるあるものは存分にこれは生かしていくという考え方でございまして、先ほど申しあげましたけれども、河畔林などは、あれは存分にそのまま残していくわけでございます。これは当然残していくわけでございます。

それから、現在の高水敷の分野、いわゆる多目的な水面広場とか、それからグラウンド広場、こういうところはもう既に畑になっておったわけございまして、自然の植生というものは非常に少ないわけでございますし、大変ごみなども投げられておったので、国土交通省の方で、先ほど申しあげましたようにひっくり返したといいますか、整地したということになっておりますので、もともともう既に自然的な植生というものは非常に少なかった場所であったと思っておりますので、ですから、そこを活用していくのであって、最上川の川辺一帯のこの河畔林はそのまま残していこうと思っておりますし、なお、新しくつくるところの公園等々につきましても、ピオトープというようなことを十分考慮していきたいと思っておるわけございまして、手をかけないで済むようなところはそのまま残していくようにしていきたいと思っております。

ですから、野鳥の生態ということにつきましても、自然の生態を壊さないように持っていきたいと思っておりますのでございます。以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 先ほどのポンプアップのことですけれども、水中に設置して、その動力で揚水できる方法などもあるということですので、もし揚水が必要であるとすれば、そういう方法なども一応検討する必要があるのではないかと思います。

それから、遮水に用いるシートですけれども、ベントナイトを用いるということですが、そうであれば一応、ほかのものを使うのではなくて、化学的なシートを使うのではなくて、そういうようなものを使うのであれば、私も安心です。

けれども、何よりもレーシングカヌーを想定しての直線で 600 メートルということですので、競技をしないということでは、私は将来はやっていくなと思うんですけれども、そうすると、当然競技主体等どこがあるかわかりませんけれども、市が主催するか、あるいは県のカヌー協会のようなところが主催するかわかりませんが、いろいろ調べてみますと、参加費用というか、登録料といいますが、1 人当たり千円単位だと私は思うんですけれども、幾ら選手が大勢集まっても、その参加費だけで当然大会運営はできないわけです。そんな面の運営面での心配などはこれから考えるというようではありますが、そういうものから考えていかないと計画というものはうまくないのではないかと考えるわけです。

そんなことで、ぜひ水面を利用したいというのであれば、流域面を利用するマラソンカヌーとか、それから観光カヌーとか、いろいろ方法としては考えられるわけです。寒河江地域を流れている最上川の落差が、案外カヌーとしては、遊戯的なカヌーとしては危険を伴う水位差があるように思いますけれども、それはそれなりの活用方法としてできるのではないかと思います。

それから、カヌー競技場としてその場が活用されたとしても、私が心配するのは、カヌーは湖水面での競技が主なわけです。湖水面と、それから人工的な水深が 1.5 メートルから 2 メートルぐらいの水深であれば、競技自体のパドルに対する水の抵抗とか、それから水切れ、それから船にかかる自然の爽快感とか、そういうようなものが人工的なものであれば自然のものに比べて非常に劣ると。

そうすると、どうしても競技主体よりも練習会場としての利用価値とかそういうものが主になってくるのではないかと考えるわけですが、そういう面で、それから距離が 500 メートル、そうすると、やはり大人の 2,000 メートル、1,500 メートル、そんな場合の競技方法となれば、専門家でないともわかりませんが、ターンする地点なども両端が最低 50 メートルから 40 メートル必要だといわれ、そんなことも考えると、やはり余り競技用としての利用価値は、幅 100 メートルとしてもそんなに利用価値としては生まれないのではないかと心配しているわけです。

そんなことで、水面をもっと活用するのであれば、流水を活用して、流水面を活用して、現在の流水面を活用しての開発方法とか、ぜひ考えていただきたい。あと、あの緑地を緑地としてそのまま残し、水面として利用するのではなくて陸地として利用方法をよく考える、そういう考えの転換があるのかないのかを伺いまして、第 3 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 自然水の揚水ですけれども、あそこはやはり高水敷なものでございますから、水が上がらない、洪水の心配のないという場所でございますから、高低差があります。ですから、自然の取水というものが非常に難しいと。水を引っ張るということになりますれば、先ほど申しあげたようになり上流から引っ張ってこなくてはならないということでございますから、ポンプアップの取水ということになったわけでございますけれども、この経費等々も、1回取水すればそうは何回もする必要がないということでございますので、経費の面ではできるだけ抑えたものになっていくのではないかなと思っております。

それから、遮水シートが、先ほども申しあげましたけれども、非常に土になじむといいますが、数百年も使えるようなものであって、自然になじんでいるところ、なじむといいますが、害のないところの自然に害を及ぼさないシートなんだということで、現在非常にそういう面での技術開発が進んでおりますから、それを生かして使ってまいりたいと思っております。

それから、カヌーでございますけれども、これはどういう事業主体になりますか、運営主体になりますかと。公式な競技というようなことになると、それはいろいろカヌーの連盟なり、あるいは団体というのがありますから、そういうものとの連携を十分しながら、これから実際に開催する場合には考えていかななくてはならない問題もございまして、これからのどういう大会を持ってくるか、どういう競技を開催するかというようなことは、そちらの立場の関係団体なり専門家と十分打ち合わせしてもっていこうと思っております。

それから、ここにいわゆる公式の競技あるいは練習の競技場、あるいは娯楽面での利用、あるいは体育面からの活用といろいろあるわけでございますから、この多目的な水面広場というのはいろいろな面からそれを設置することの価値というものが私はあるかと思っております、議員がおっしゃるように、そこに掘削しなくてもあそこの流水面と、こういうだけの問題ではないと思っております、ですから、現在の計画を十分考慮しながら、考えておるところの計画というものをうまく活用するような方向で、利用面でも活用するような方向というものに立ち上げて、そしてまたつくってまいりたいと思っております。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 12 番、13 番、14 番について、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ、社民党・市民連合の一員として問題点を提起し、提言を含め質問いたしますので、市長並びに監査委員の見解を求めます。

通告番号 12、地域防災計画の見直しについて伺います。

平成 14 年 5 月 8 日に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会より、寒河江市内を通る山形盆地断層帯の評価が出されました。それによると、マグニチュード 7.8 程度の地震が発生する可能性があり、今後 30 年以内に発生する確率が我が国の活断層の中では高いグループに属するとされています。

そのようなことから、県もこれまでは最大でもマグニチュード 7.2 を想定した対策であったことから、新たにマグニチュード 7.8 を想定した被害想定調査を実施し、その結果が公表されました。それによると、最も被害が大きいと見られる冬季の早朝に発生した場合、寒河江市で想定される被害は、死者 124 名、重傷者 165 名、軽傷者 992 名、避難所生活者 5,256 名、上水道の断水 70%以上、電力の停電は 40%以上、電話の不通 25%以上、都市ガス供給停止は 100%と想定されています。したがって、これらに対する防災対策が市民の大きな関心事になっています。

知事との語る会でも出されていましたが、ひとり暮らしの視覚障害者や聴覚障害者に対する災害時における避難誘導のあり方など、防災計画の内容については多岐にわたって重要な課題がありますが、それらについては別の機会に譲ることにし、今回は防災計画そのものや見直しの基本的なことに限って質問したいと思います。

寒河江市第 4 次振興計画の中でも、安心して暮らせるまちづくりの項で、災害の未然防止と、一たん災害が発生した場合はその被害を最小限に食いとめるために、阪神・淡路大震災を教訓に災害に強いまちづくりを進めるとして、地域防災計画の見直しが定められています。市民の生命、財産を守り、地域防災計画を実行するためには、行政だけではできず、市民や事業者、各種団体、ボランティアなど広範な支援と協力がなければならぬものではありません。

しかし、その計画を策定するのは、当然のことながら行政の責任であります。ところが、寒河江市地域防災計画を見ると、関係機関の連絡先では、寒河江警察署が寒河江市中央一丁目 7 - 16 と市役所の向かいになっているのであります。農林省山形食糧事務所寒河江支所が寒河江市大字寒河江丙 1510 - 2 という状況で、他にも同様であります。土砂災害危険区域でも、現在の指定区域が載っていないところもありますし、危険物貯蔵所調べ、一時避難場所一覧表、主食・副食物など調達先調べ、救助物資調達先調べ、市内医療機関一覧、除却機械保有状況調べなどほとんどのものが現状にそぐわない状況になっております。

現在の地域防災計画を策定するときに、それ以前のもので冊子式だったものを随時加除整理できるように加除式に改められたそうであります。ところが、追録加除整理一覧表を見ると、全然記入されていないことから、昭和 59 年に策定された当時のままになっているのではないかとと思われるのであります。

しかし、平成 11 年度、12 年度の 2 カ年で地域防災計画の見直しが行われ、決算書では見直し業務委託料 619 万 5,000 円が支出され、見直しされたことになっております。だが、2 年もたつのに新しい地域防災計画が配備されていません。

担当課の説明によると、上位の法律や制度の改正もあり、業者の方で無償サービスで再度見直しをしてくれているとのことでもあります。担当の職員たちも一生懸命頑張っているのを待つてほしいと言われました。私も担当者が頑張っていることは十分理解をしています。本当に忙しい職場であることも、また、昨

年、一昨年は緑化フェア関連などで本来の業務以外でも多忙な状況であったことは理解をしています。したがって、私はこの問題について指摘をし、すぐに取り上げはせずに、担当課での早急な対応を期待をしつつ、その取り組みを見守ってきました。

その上で、私は、担当課や係、担当者だけの問題にするのではなく、こういう状況が起こる原因を市の行政全体の中で解明し改善するという観点から、問題点を整理をしてお尋ねをしたいと思います。

まず一つは、大幅な見直しは別として、事務的な整理の加除が、必要な都度になされずに、いわゆる放置されてきてしまったということであります。

二つ目の問題は、平成 11 年度、12 年度に見直し業務を委託したのに、12 年度中に見直し業務が終了していないということです。きょう段階では不明ですが、15 年 1 月末段階ではまた新しい計画ができていなかったわけであります。

そこで、大きく 3 点についてお伺いいたします。

一つは、見直し作業の現状はどうなっているのかお伺いいたします。

二つは、12 年度中に防災会議の開催や県との協議などの手続が完了していなかったのなら、予算執行を 13 年度に繰越明許とすべきであったのではないかと思います。また、12 年 8 月 31 日に寒河江市長と東京法令出版株式会社社長との間で締結された業務委託契約上問題はないのか、この 2 点について、市長並びに監査委員の見解をお伺いしたいと思います。

三つには、上位法や制度との調整を要する案件の見直しについては、見直す時期を定めて、てきぱきと作業を進め、実施すべきだと思います。ずるずるしていると、上位法や制度は極端に言えば日々変わることから、時期を失することになるのではないかと思います。まさに今回のケースはこの状況に陥っているのではないかと思います。したがって私は、繰り返しますが、担当課や係任せにするのではなく、全体的な企画調整機能や事務評価機能、または監査機能などの中で適切な対応がなされるべきと思うのであります。

このようなことから、なぜこういう状況になったのか、今後こういうことを起こさないためにどういう対応をなされるのか、市長の見解をお伺いいたします。同様に、監査委員の立場からも、なぜこういう状況になっていると判断されるのか、また、こういったことを起こさないためにはどうあるべきと考えられるのか、御見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 13、公平な行政執行について伺います。

行政の公平公正の原則は、市民の行政に対する信頼を得る上で欠くことのできない要件であります。

ところが、記憶に新しいのは、チェリークア・パーク民活用地の売買をめぐって、中国パールにだけは契約保証金がなかったし、土地代金は 20 年の後払いでありました。また、土地代 5 % を払っただけで所有権の移転と、さまざまな特別扱いをしました。

中国パールに対し、契約保証金がなく、かつ 20 年の延納にもかかわらず所有権を与えるということから、もし土地代金が全額納入する前に倒産や撤退した場合、他者との差が出るのではないかとこの質問に対し、当局は、契約保証金額に相当する 5 % の違約金条項があるので差はないと答えていました。ところが、中国パールの倒産に伴う用地の買い戻しをめぐって、昨年の議会で当局は、契約書にないことを答えるはずがないと言われました。中国パールの契約書にも契約保証金について書かれてあれば、質問する必要がないわけであります。書かれていないことから、途中でやめた場合、他者との差が生じるおそれがあることからただしたのであります。しかし、そのときの総務委員会と総務分科会の会議録が紛失していることから、事の真相を明らかにすることは不能となりました。

現在、途中で撤退したホテル王将や湯坊いちらくは、契約保証金をそれぞれ 1,090 万 9,000 円と 546 万 6,000 円が没収されました。ところが、中国パールには 5 % の土地代 2,748 万 8,000 円を返して土地の買い戻しがなされており、明らかに不公平な扱いであります。これは不公平な契約がなされた結果であり、その証

抛でもあります。

さらに、今度は、下水道受益者負担金をめぐっても、本来中国パールに対して賦課されるべき 1,024 万 7,936 円相当の受益者負担金が賦課されませんでした。

この件について、昨年の 12 月議会の決算特別委員会での当局答弁によると、クアパークの下水道受益者負担金については、民間業者の使用めどが立った時点で賦課することとし、その第 1 号であるホテルシンフォニーアネックスのオープンが平成 14 年 4 月 24 日ということから、平成 14 年 3 月 29 日に賦課対象区域を定める告示をし、14 年度から徴収したとされています。

しかし、民活エリアの下水道工事は、平成 10 年 11 月 30 日に完成し、平成 12 年 3 月 31 日より供用開始の告示がなされています。さらに、民活エリアでの下水道使用の第 1 号は、皆さんも御承知のとおり J A 友遊館でありまして、平成 12 年 4 月 20 日であります。したがって、昨年の 12 月議会での決算特別委員会において、民間の第 1 号はホテルシンフォニーアネックスで、14 年 4 月 24 日だとした当局の答弁には誤りがあります。

このことから、当然に 12 年度に賦課対象区域と定め徴収すべきだったと思います。この時点で民活用地の 1 万坪は中国パールが所有していたわけでありまして。ところが、アネックスのオープンに合わせて 14 年度に賦課対象区域の告示を 2 年間おくらせたことから、中国パールに対する 1,000 万円余の賦課がなされなかったわけでありまして。

このように、中国パールという一企業に対しさまざまな特別扱いがなされているということは不思議でなりません。こういったことでは市政に対する市民の信頼を失うことになりかねません。

また、14 年度の賦課対象区域を定めた告示第 19 号によると、チェリークア・パークエリアでは、民間に分譲されている土地のみが対象地区となり、未分譲地や公益エリアは対象区域とされていないなど、従来の対応との整合性にも欠ける問題があります。

そこで、今後そういった問題を起こさないためにも、次の 2 点についてお伺いいたします。

一つは、受益者負担金賦課対象区域を決定する時期を原則的にいつごろ、いつの時点というふうに定めるべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

二つには、チェリークア・パークエリアが、民間に分譲されている土地だけが対象区域となり、未分譲地や公共用地が対象区域とされていないが、従来の対応との整合性、特別環境保全公共下水道区域との整合性、事務の簡素化などの観点から、エリア全体を対象区域とした上で、公共用地については寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 11 条による減免処理とすべきであり、未分譲地については同条例第 10 条による負担金の徴収猶予とすべきと思います。そうすれば、未分譲地については分譲された時点で徴収猶予の措置を解いて徴収できますし、改めて対象区域を指定する告示などの手続の必要もなくなるわけでありまして。まさに事務の簡素化、効率化になると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号 14、福祉政策について伺います。

見直しされた老人保健福祉計画第 2 期介護保険事業計画が示されました。それによると保険料の引き上げなど課題も多くありますが、きょうは施設整備に絞って伺いたいと思います。

施設整備の目標を見ると、45 床の介護つき有料老人ホームが平成 15 年度に建設計画があること、また、平成 17 年度には 50 床の特別養護老人ホームの新設が見込まれています。ショートステイ 10 床、デイサービス 30 床も 17 年度に見込まれています。介護保険の発足や市民の意識の変化などで施設利用希望者が増加し、待機者が 100 名を超える状況となり、特養施設の増設が強く求められていたことから、今回の施設整備計画は歓迎をするものであります。

そこで、3 点についてお伺いいたします。

一つは、平成 15 年度に建設計画のある介護つき有料老人ホームの計画内容を示していただきたいと思えます。

二つには、平成 17 年度に 50 床の特別養護老人ホームの新設が見込まれています。その実現に向けて、どういった構想、手法で取り組まれるのかお伺いいたします。

三つには、平成 17 年度に新設される三つ目の特別養護老人ホームについては、既に長生園が陵南学区に、いずみが陵東学区に整備されていること、さらに防災面などをも考慮し、西部地区、陵西学区に整備すべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

以上、通告している課題について、今回は基本的な点について質問いたしましたが、市長並びに監査委員には真摯に受けとめていただき、誠意ある答弁を期待をいたしまして、第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時といたします。

休 憩 午前 10 時 44 分

再 開 午前 11 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、地域防災計画の件でございます。

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づきまして、都道府県の地域防災計画と整合性を持ちながら策定する地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものであり、市、関係機関、住民等がその機能を発揮し、災害から住民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とするものでございます。

現在の地域防災計画は、水害や土砂災害など各災害に対する対策を災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画という構成で昭和 59 年に策定したものでございます。

本市では、特別大きな災害もなく経過してきたことから、地域防災計画がほとんど策定当時のままでございました。第 4 次振興計画の中で、安心して暮らせるまちづくりの一環として地域防災計画を見直すこととし、加えて平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災の状況などから、地域防災計画の見直しについて県の指導もあり、万が一の災害に対応するための地域防災計画とするために、全面改訂による見直しに着手したものでございます。

平成 11 年度には、本市の地域防災計画見直しのうち、全体構成、役割分担及び震災対策編の素案策定を 210 万円で委託いたしました。平成 12 年度には風水害等対策編、事故災害等対策編及び資料編の素案策定を行い、11 年度の震災対策編と合体した地域防災計画案の策定と印刷製本を 409 万 5,000 円で委託いたしました。その後、県との事前協議により、修正すべき点は修正を加えることといたしました。

また、防災関係機関、団体等 7 カ所に出向いて地域防災計画案を提示し、内容を説明し、当該機関、団体等それぞれの防災マニュアル等との整合性の確認作業をほぼ 1 カ月から 2 カ月かけて行いました。1 機関から詳細に説明してほしい旨の依頼があり、職員が出向いて再度説明を行い、調整を図った例もございます。

修正加除整理については、今月中完了する予定でありますので、早い機会に防災会議を開催し、地域防災計画を決定していただき、住民にわかりやすい形で広報、周知をしまいたいと考えております。

それから、業務委託契約上の問題でございますが、この地域防災計画の見直しについては、平成 11 年度は、今も申しあげましたように全体的な構成や県から示された新たに盛り込むことになるところの地震対策に関することについて策定いたしました。平成 12 年度には、風水害等一般災害対策を含めた計画全体の内容を網羅した計画を策定する計画を立てて作業に入ったわけでございます。

平成 11 年度の見直しは、平成 11 年 11 月 15 日に業務委託契約を締結いたしまして、国の防災基本計画、山形県の地域防災計画の最新版と整合性を踏まえ、具体的な構成と役割分担及び地震対策編の素案を策定いたしまして、素原稿を契約どおり平成 12 年 3 月 24 日に納入していただいております。

平成 12 年度における見直しは、平成 12 年 8 月 31 日に業務委託契約を締結しております。業務委託内容は、風水害対策編などや資料編の素案策定と修正作業に加え、前年度の地震対策編素原稿と合体した全体計画としての地域防災計画としての素案の作成を委託いたしました。

これは、この素案を県に示して、構成上問題はないか、計画に抜け落ちがないか、上位計画との整合性が図られているかなどについて前もってチェックしていただき、事前協議の際に上位計画とそごを来さないよう対応するものでございます。これをもとに県から指導助言を受けながら、調整、修正を加えて計画書案を策定し、印刷製本したものを契約どおり平成 13 年 3 月 21 日に納入してもらっております。

契約の相手方からは、契約内容をきちんと履行して納入していただいているものであり、契約上の問題はございません。したがって、繰越明許をする必要はなかったものでございます。

それから、今後の問題についてでございますが、地域防災計画の決定がおくれていることについては、平成13年度は年間平均火災件数の2倍以上の39件の火災があり、その出動や後処理という事情もあり、関係機関等との調整確認がおくれたこと、また、関係機関との調整確認には思いのほか時間がかかってしまったことなど、さらに山形盆地断層帯の評価が出たことにより、その情報を地域住民に対して知らせるための説明会の準備や説明会開催などの業務にもかなりの時間を必要としたことから、修正作業がはかどらない状況と相なった次第でございます。

いろいろな業務が重なったとはいえ、それらの処理に手をとられて、ここまで防災計画の見直しがおくれたことに対しましては、もっと業務遂行上において工夫すべき点があったのではないかと、業務遂行状況というものをきちんと把握して業務に当たるべきであったなと思っております。進行管理に十分目を配るべきであったと思っております。今後かかることのないように自戒し職員にも注意してまいりたいと思っております。このおくれたことに対しては反省しております。

これからは着地点というものを見定めたプラン・ドゥー・シーの基本的な考え方に立ち、事業の進行にこれから努力してまいりたいと、かように思っております。

次に、下水道の受益者負担金の問題でございます。

下水道事業の管渠建設の財源というのは、国の補助金、市の起債、そして受益者からの負担金で構成されております。下水道事業における受益者負担金は、事業を進めていく上で貴重な財源となっております。

この受益者負担金の財源というのは、毎年度安定的に確保するために、管渠建設事業費の5%相当額を予算に計上し、この予算に見合った賦課区域を毎年定めて告示し、負担をお願いしているところでございます。受益者負担金は、賦課決定後3年間に分割して納付していただいております。

また、管渠建設事業費というものは国の動向や整備状況などにより毎年度異なるわけでありますので、受益者負担金の価格も異なってまいります。こうしたことから、毎年度建設事業費の動向を見きわめながら、受益者負担金の予算額を定め、既に賦課した受益者負担金の納付状況や管渠の整備状況などを勘案しながら、新たな賦課区域を設定し、予算に定める財源を確保していかなければなりません。

したがって、受益者負担金については、事業の円滑化を図る上からも、供用開始前に賦課をする場合もあれば、供用開始後に賦課をする場合もあるわけございまして、賦課対象区域を決定する時期を定めるということは考えておりません。

次に、クア・パークの関係の負担金の徴収猶予のことでございますが、それに関する問題でございますが、最初にチェリークア・パーク内の公共用地についてでございますが、寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例第11条第1項で、国または地方公共団体が公共の用に供している土地については負担金を徴収しないものとする規定されております。公共の用に供している土地とは、河川とか水路、道路、公園、広場など公衆の自由使用に供されるものでございまして、こうした土地については受益者負担金は徴収しないということで、公共用地につきましては賦課対象区域から除いたものでございます。

それから、民活エリアの未分譲地についてでございますが、この区域については、民間活力による開発事業者の参画により開発することを目的としておりますので、開発事業者が決まった段階で賦課をしてまいりたいと考えております。この区域については徴収猶予とすべきではないかという御質問でありましたが、条例第10条に規定する負担金の徴収猶予につきましては、受益者に賦課決定をした場合、何らかの事由、いわゆる災害とか、疾病とか、係争中など、こういう何らかの事由によって受益者が納付できないような場合についての条項でございまして、本件については徴収猶予には当たらないと考えております。

次に、特養施設の整備についての質問でございます。

介護つき有料老人ホーム設置計画の内容についてでございますが、これは、山形市内の民間事業者が寒河江

の月越地内に設置しようとしているもので、県内では2番目の設置となるもののようにございます。15年3月中旬までに県に対し、この3月までに県に対し有料老人ホーム設置の届出書を提出することになっており、4月中の着工で、9月には完成し、10月からは入居を開始する予定と聞いております。

有料老人ホームには三つのタイプがありますが、この施設は介護つき有料老人ホームと呼ばれるもので、職員配置や各種設備等は特別養護老人ホームに準ずることになっており、介護保険の特定施設になるものであります。全46床で、4ユニットに分かれ、そのうち1ユニットは痴呆者用に充てる予定と聞いております。

市の財政負担は、入所者分の介護給付費は増加しますが、建設等に対する負担はありません。

次に、特別養護老人ホームに関する御質問でございますが、第2期介護保険事業計画は、国の基本方針に基づき居宅サービスを重視することにしておりますが、一方では施設介護サービスに対する需要も多く、特別養護老人ホームへの入所待機者も増加傾向にございます。このことから、施設サービス基盤を充実し待機者の減少を図るため、平成17年度までに50床の新設とショートステイ10床、そしてデイサービス30名分の整備というものを見込んだものでございます。

設置運営主体としましては社会福祉法人を考えており、現在新規設置を計画している事業者もあります。市といたしましては、支援について設置者と今後協議、検討してまいりたいと思っております。国への補助金交付申請や県の許可に向けた手続等については、15年度に入ってから進めたいとのことで、現段階では設置予定地を含め、具体的に決定された事項はないようであります。

設置者としても、できる限り同様の施設と競合しない場所を選ぶのが普通でありますので偏ることはないと思いますが、市としましては、現在の特別養護老人ホームの配置状況を見て、適正な配置となるよう要請してまいりたいと思っております。以上です。

佐藤 清議長 監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 お答えいたします。

私に対する質問は、12 年度の業務委託契約について、12 年度中に防災会議の開催や県との協議等の手続が完了できていなかったのなら、予算執行を 13 年度に繰越明許とすべきではなかったのか、地域防災計画見直しの業務委託契約について契約上問題はないのかというのが一つだと思います。

この寒河江市地域防災計画は、昭和 59 年以来見直しされていないことから、平成 11 年 11 月に寒河江市地域防災計画の見直し業務委託として地域災害編の素案策定業務を東京法令出版株式会社と随意契約をし発注しております。次いで、平成 12 年 8 月に風水害等の一般災害編の素原稿作成から修正、印刷製本を含め、11 年度と同じ会社に委託契約を締結し発注しております。

この委託業務契約につきましては、13 年度の定例監査の中で監査をやっておりますが、この質問をいただいた時点で、改めてこの契約に関する手続並びに設計書、仕様書等関係書類を詳しく調査した結果、問題はありませんでした。

繰越明許の問題につきましても、設計書には県との事前協議のための地域防災計画の素案と関係資料の作成ということが指示されておまして、それが 13 年 3 月 21 日に納品され検収しておりますので、繰越明許の問題も出てまいらないと考えております。

なお、今回のように地域防災計画を全面的に見直すような場合は、基本構想の設定、素原稿の立案、素案確認後の修正作業、そして計画書の印刷製本と一連の作業で完成させるものであり、また、時間や費用が多くかかることもあり、単年度、単年度に分けて委託契約をするよりは、債務負担行為の手続をとり、議会の議決を得て、2 年間の継続契約ということで完成するやり方がより効率的であり、合理的であるというふうに考えられます。

それから、二つ目の計画策定の作業がなぜおくれ、また、今後どのような対策をとるべきかということですが、これにつきましては、議員は全体的な企画調整機能や事務評価機能、監査機能の中で適切な対応をすべきと提案されておりますけれども、この災害対策基本法に規定する地域防災計画は、全国で 3,000 余の自治体がすべて作成しており、当然マニュアルもあり、言ってみればルーチンワークということもできると思いますので、先ほど市長が申しあげましたように、期限を見定めて目標を立て、それに沿った計画をつくり、事務事業の執行管理をきちんとやることにより担当課だけで十分対処できるものというふうに監査委員としては考えております。以上でございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 1 問目に対する答弁をいただきましたので、さらに問題点を整理しながら、さらによりよい行政執行ができるようにという立場から、2 問目に入らせていただきたいと思います。

それで、地域防災計画の関係については、やはり 11 年度、12 年度で 2 カ年にわたってそれぞれ 1 年ごとに契約をされておったんですが、先ほど監査委員から考え方が述べられたように、連動していることなんですね。11 年度は基本的な部分の見直しで、それに付随して全体的なものを 12 年度にするというふうなことでありまして、手続上は今言われたように市長なり監査委員から答弁あったように問題ないということだろうとは思いますが、11 年度に基本的な部分を決めて、12 年度にさらにその業務委託が、履行期限が 13 年 3 月 21 日というふうな期限を切られた中で、業務委託の内容が五つあるんですね。

さきに述べられたようなことをずっと、素案をつくって、県との協議をするためにまずサンプルをつくってもらって、それで県と協議する。そして、さまざまなまた指摘を受けて、さらにその修正作業をやり、最後に、5 番目として計画書の印刷製本、納本となっているわけです。

そして、そのでき上がった計画書のこういうスタイルということで、それまで定められているわけでありましてけれども、この計画書をつくる場合には、ここで言う計画書というのは、印刷まで仕上がるというのは、防災会議にもかけて計画案ができ上がり、そして印刷製本、納本というのはそこまでを指すというように私は極めて常識的に判断をしておいたものですから、そういうさまざまな作業も含めて、ここで言う履行期限である平成 13 年 3 月 21 日までにでき上がって納まっているんじゃないですかという、こういう極めて常識的な疑問なんです。ところが、今言われたような形で、もうそのときには納まっていたんだと。納まっていたけれども、いまだ配備されない。そして、今月中にまとめて、防災会議を開いて決定したいというようなことなんです。

ただ、この間不十分な点があったので今後気をつけたいというようなことでありますから、それはそういうことでいいんです。ただ、でも、契約上は常識的には全部そういう手続を踏んで、印刷、製本、納本という場合には、そこまで皆仕上がってからでないかと。例えば、第 4 次振興計画なりなんなりつくるときも、全部でき上がってその期日までに納まるわけですね。印刷は後だなんていうことはないわけです。

それと、いろんなものの、こういうものの際も、整合性を見ても、極めて疑問が残るようなことではまずいなどと思いますので、答弁要りませんけれども、今後そういうことも配慮してやっていただきたいと思います。申しあげておきたいと思います。

そして、こういう問題、実は去年の 6 月議会でも私指摘しているんです。もう皆、係任せになっていると。そして、職員の定年退職の後の後補充も、14 年度も 15 年度もなされていません。そして、14 年度の前半、13 年度などは市の職員が緑化フェアに 10 人も出向しているという状況などもありました。したがって、本来の仕事がどうしてもおろそかになるというか、後回しになっている現状を指摘をしたんです。

緑化フェアで、やはり花に水をかけないと花は枯れるわけですね。したがって、花に水をかけられない。しかし、こういう、本当は 12 年度に、市民の生命、身体、財産を守る、行政が作らなければならない防災計画ができていない。

しかし、そのこのところがないというふうなことで、そういうものに対して、やはり担当課、係任せではだめでないかという指摘に対して、市長は 6 月はこういうふうにご答弁されたんです。「一般的に、寒河江市の事業のやり方というのは、全く私から見まして非常に各課との連携がとれておりますし、また、各関係団体、機関との接触も私は非常にスムーズにやっていると。これはほかの市町村以上に頑張っているなど、私はこのように思っております。これは、職員がそれなりの部署のことを十分わきまえながら一致協力してやっていると、こういう気持ちのあらわれだなと思って喜んでいただいているところであります」というふうなことで言われたんで

すが、きょうのようなことを指摘をしておったんです。

しかし、きょうは、市長も、反省すべき点もあるし、今後目標を定めてちゃんとやっていかななくてはならないということがありましたので、ぜひそういう意味で広い意味で、単に係任せというふうな、係の責任とかというのではなく、こういうことが皆気がついたら、いろんな立場で、行政の部分も、あるいは監査という立場も、議会などという立場でも、お互いに問題点を指摘したりして、お互い相互批判の中で直していくという、こういうことが必要だなというふうなことで申しあげておったわけでありまして。(発言者あり)まず聞いてください。そういう意味で私も言っていたんだということでもありますので。

それから、公平な行政執行ということで、下水道の受益者負担金の関係でありますけれども、確かに12月の決算特別委員会でも、いつの時点で賦課を決定しても法的には問題ありません。それはそのとおりだと思うんです。しかし、それが幅があるために、どこにするかによって一部の企業などに便宜を与えたというふうにとらえられるようなことはやはり避けていく必要があるのではないかと。したがって、原則的にはどの時点でというふうなことでしていった方がいいのではないかと。

最初、下水道を始めた時点では、これまでの答弁でも明らかにされていますけれども、工事する前、この事業を工事をする認可の区域が決まったときに、工事費の一部を負担してもらおうということから出してもらったんだということが言われましたし、今の特環の方なども、そういうふうな形で、もう、これから認可を受けて計画するところも含めてなっているわけですし、また、今回の14年度の認可区域を決めた14年3月29日の告示第19号を見ても、やはりこれを見ても、これから供用開始するところもなっているし、そういうふうなことでまちまちなんですね。

したがって、不公平感を取り除くためには、一定の時期というものを、原則的な時期というものを私は定めた方がいいと思いますので、再度いろいろな機会に市長には検討をしていただきたいと思います。

それから、今回のチェリークア・パークみたいな、あそこのエリア全体が供用開始された。供用開始される中で、一部分だけが受益者負担金の区域にまた告示なっているわけですね。それは、公共用地を除いたということと、それから、また民活の未分譲地も除いたということなんですが、これまでの受益者負担金の告示のやり方は、既存、これまでやっていたものも、公園があっても何であっても、そこは全部網をかぶせていたんです。除くというやり方をしていないんです。そして、さっき市長が言ったように、そこからは徴収しないというようなことだから、しかし、網は全部これまでかけていたんですね。今回だけが抜いたんです。したがって、従来の市役所の用地とか、あと合同庁舎のだってどこも抜けていない。今回のものからそういうふうになったんです、公共用地を除くというやり方は。

したがって、そういうふうになると虫食いの的に色染めもなっていくものだから、そこのエリア全体的に、公共下水道を供用開始したなら、ここ全体を入れると。そして、その中で徴収をしないと、賦課はしないというようなことはそういう形でやれるわけです。そういう形での前のものとの整合性がなくなるし、これからどんどん虫食いの的な色染めになっていくということを、かえってわかりにくくなるのではないかという意味が1点目なんです。

それから、二つ目の、先ほど市長は10条の猶予の関係で申されたわけですがけれども、災害などで納めるのが大変な場合ということを言われたわけですがけれども、これは10条の2号ですね。10条の2号では確かにそういうふうになっていますけれども、10条の1号はそうでないわけですね。地上の置かれている状況によって猶予することができる。まさしく今回の場合は、寒河江市が所有していて、これから民間に売る土地だから、民間に売って、分譲した段階でその猶予を解いて徴収をします。ところが、それをしないで抜いておくというと、この部分だけ1回1回売れる都度1年ごとに告示をしていかなければならないという問題が生じるわけです。

したがって、私は、事務方ともぜひこういうふうなことでさらに勉強させていただきたいと思いますが、私

は、本当にこの方がいいのではないかなというふうに、担当者とのこの間の聞き取りの際にもそういうふうに私としては受けとめておったんですが、さらに今後も話をさせていただきたいし、市長も検討していただきたい。この方がスムーズにいくと思うんです。

したがって、この点について再度市長の見解、何かだめだとかなんか、問題あるとか、違法だとか、そういう意味ではないです。これからよりよくするためにというようなことで、事務方とも話しながら、いいことだなということで提案させてもらっているというように思うんですが、ぜひ再度事務方の率直なことも市長は聞いていただいて、よりよい形にさせていただきたいなということを申しあげておきたいと思います。

それから、福祉の関係でありますけれども、ちょっと私、聞き漏らしてしまったわけですが、介護つき有料老人ホーム10月開所という、場所などについてはどういうふうな話が、どういう計画になっているのかだけ、介護つき有料老人ホームについては、私が聞き漏らしたのかなというふうにも思うんですが。（「月越」の声あり）月越。わかりました。

それから、ぜひ特養については地域と競合しないような方向でということもありますし、それから、従来のようなこれまでの二つの特老と同じような手法で整備されることのようにありますので、ぜひ市の方からも地域的なバランスをも考えて西部地区になるように御指導などもいただきたいということを申しあげて、2問目を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今回の地域防災計画の見直しは、11 年度と 12 年度ということでそれぞれの年度に分けて契約したわけございまして、それぞれまた成果品もちょうだいしております、それぞれ完結しておるわけございまして、全体とすれば一体の事業といたしますが、一体のものではなかったかというようなことございまして。この辺につきましては、監査委員の見解もありますので、こういう事業が今度発生した場合には、十分御意見等も参考にして検討してまいりたいと思っております。

それから、受益者負担金の問題でございますが、あくまでもこれは、受益者負担金の財源の問題との、あるいは国の事業費とのかかわりというようなことから来るものでございまして、特定の社に対して扱いをしたために賦課区域をなしたということは全然あるわけではございません。改めて申し上げておきます。

そしてまた、これは凡例がございまして、右事業というのをやった場合がありますが、これは下水道事業と読みかえてもいいわけですが、下水道事業が一体の事業として継続して行われるというような場合以上、何年も下水道事業はかかっておるわけございまして。継続しておるわけございまして。そういう以上、過去に支出した事業費も今後支出すべき事業費も、ともに都市計画法第 75 条第 1 項の定める当該事業に要する費用であることに変わりはないんだということで、同条は受益者負担金の賦課期日については何ら規定していないのであるということでございまして、財源等々の関係から賦課期日を決めていいんだと、差し支えないんだと。事業によって、あの場所、あるいはあの区域によっていいんだということで、何も特別に一定した賦課区域の定め方をとらなくてもいいんだということでございまして。

それから、徴収猶予のことございまして、この法の規定から申し上げましても、これは徴収猶予に当たらないと、なじまないものだと思っております。以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 それなら下水道の関係で、市長に再度お尋ねをしたいというか、申しあげたいんですが、受益者負担金、いつかけてもその幅があるということを私は認めているんです。いつかけても問題ないということは 12 月の決算特別委員会でも担当課長も答えられているし、それはそのとおりだというふうに申しあげて、その上で、だけれども公平感を欠くようなことに見られてはだめだから、原則いつの時点でということを定めていた方がいいんじゃないですかということなんです。

そして、あと、12 月の段階では、チェリークア・パーク、あそこの部分を 14 年度にしたという根拠は民活の第 1 号であるシンフォニーアネックスが 14 年 4 月から利用すると、下水道を使うということだから 14 年度にしたと言うんだけど、その根拠は間違っていたのではないかと。12 年度から友遊館が、あそこの民活の中で J A の会長がしている友遊館が最初に使っているわけですから。そういうあそこで民活の人が最初使ったときが根拠だというのであれば、12 年度からしなければならぬだろうということも申しあげた。

そういうふうにそのときそのとき言っていくと、ますます不公平感が市民の目から見るとあるので、原則的なことを検討してほしいなということで申しあげて終わります。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 15 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告している新年度政府予算案に対して地方自治体の長としてどのような見解をお持ちになっているのかお尋ねしたいと思います。質問に先立って誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

さて、2003 年度政府予算案が今国会において審議をされています。一般会計総額 81 兆 7,891 億円、うち一般歳出 47 兆 5,922 億円という内容で、歳出に占める税収の割合は 51.1%となっています。国債の新規発行額は 36 兆 4,450 億円と、国債依存度 44.6%は最悪の数字で、2003 年度末の国債発行残高は 450 兆円と空前の巨額に達します。一般歳出で見ると、国債費が 16 兆 7,981 億円、前年度比で 1,269 億円、0.8%増で歳出総額の 20.53%を占めています。まさに借金地獄であり、先進国ではほかに例を見ない深刻な財政状況となっています。税収の落ち込みは当初から予定されていたわけで、何の手も打てなかった小泉政権の経済失政としか言いようがありません。

公共投資関係費は 3.7%の減といますが、事業分野別シェアは見事なほど変わっておりません。従来型の公共事業が少子高齢化などの事業分野に看板を変えて紛れ込んでいるのもこれまでと同じであります。

歳入不足の一方で、大企業や投資家のための 1 兆 8,000 億円の先行減税が行われます。それも大衆増税の予約つきで、しかも、その前に国民生活のあらゆる場面で既に負担増が予定されており、ボーナスを含めた総報酬制度導入で、年金、医療保険、雇用保険、介護保険の保険料などはすべて上がります。他方、年金給付は物価スライドで約 1%引き下げられ、サラリーマン本人の医療費と家族の入院費は 3 割へ引き上げ、失業手当は上限を引き下げ、給付日数も削減されます。さらに介護報酬も 2.3%抑えられています。こうしたことに加え、来年から配偶者特別控除が妻の年収が 103 万円以下の場合に廃止され、実際には所得税の増税となります。

デフレ不況克服のためには個人消費にてこ入れを強化すべきことは明らかですが、個人消費を主に担う中堅サラリーマンと高齢者や生活弱者をねらい撃ちにすると、国民生活の痛みを全くわからない、信じがたい経済政策と言わなければなりません。市長も私と意思を同じくしているものと思います。

政府はまた、法人税減税で経済活性化をさせるとしていますが、これまでの法人減税が果たして効果があったのかどうかも検証されておりません。今でさえ 7 割の赤字企業が法人税を払っていない中で、法人課税がさらに下がることは、個人所得への増税と消費税の増税につながる危険があります。消費税を基幹税化することは極めて問題が大きく、そもそも競争を大義名分にすれば企業活動への課税を軽くしてもよいという考え方は、国家経営として正当化できるものではありません。

雇用対策と社会保障費については、緊急地域雇用対策特別交付金にしても、臨時的、一時的な雇用創出にすぎないという問題は改められず、失業者が 360 万人を超える事態では、これまでのような臨時的な施策では役に立たないということを坂口厚生労働大臣も答弁で認めております。雇用を拡大する企業には財政的に支援するという発想がなく、抜本的な対策は打ち立てられていないのが現状であります。

能力開発、職業教育を充実させ、質の高い人材をつくり、安定した長期雇用につなげていくという、特に若者と女性を重視した積極的な雇用政策、労働市場政策への大胆な転換が求められていると思います。結局、経済の基盤は人づくりであり、人がいなければ、企業も国の将来もないのであって、私は米百俵の精神とはまさにこういうことをいうのではないかと考えております。

介護保険料を上げながら介護報酬は下げるとするのは、この点から見ても問題があります。ヘルパーの低賃金は改善されないまま、在宅重視という制度本来の趣旨から外れ、より金のかかる施設介護への逆流現象が起きております。福祉分野で質の高い雇用をつくり出すという方向になっておりません。

配偶者控除については、専業主婦を持つ夫を優遇するものであり、税制のあり方で女性の生き方を誘導する

ことは決してよいことではありません。廃止の方向は基本的に是認するにしても、その上で、なぜ今なのか。激変緩和のための措置は必要であります。生活与党を自負される公明党の皆さんは、児童手当の拡充で埋め合わせると主張していますが、控除廃止は所得税の課税最低限の引き下げでありますから、まずは税体系の問題であるということが第一であり、それに、負担増が 7,000 億円であるのに対して児童手当拡充と少子化対策に充てられるのは 2,500 億円となっています。増税分全部を子育て支援に充てるといふのならまだしも、残り 4,500 億円はどこへ行くのか。企業減税の原資になるわけで、目をくらますような言いわけでしかありません。

前回 2000 年の児童手当法改正のときは、対象年齢を 3 歳から小学校就学前まで延長したものの、その財源を恒久的減税措置の一環だったはずの年少扶養控除額を 48 万円から 38 万円に引き下げたために、約 1,600 万人の家庭が増税になってしまったことはまだ記憶に新しいところでもあります。今度もそれと同じで、取りやすいところから取ろうというやり方であり、財源問題はこのように取りやすいところから取るという方向に流れがちであります。保険料を払う人をつくるという基本を私は忘れてならないと思います。つまり仕事をどう保障するかという雇用対策とリンクしてくるものと思います。

地方政治は国の政策と密接に関連しております。そこでお尋ねしますが、市民の福祉向上という視点で、佐藤市長は新年度政府予算案についてどのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

次に、合併特例債の基本的なことについてお尋ねいたします。

今自治体は各方面からの交付税削減論や見直し論に直面して浮足立ち、市町村合併という自治体の存立にかかわる根本的な問題も、住民自治という視点を抜きにして、当面の交付税額や特例債の損得だけで判断する視野狭窄状態に陥っているように思えてなりません。今のうちに合併して大規模な事業を実施しておかないとあとではできなくなるとして、住民の意向はそっちのけで進められたのでは、主権者たる住民はたまったものではありません。

合併の先例などが新聞等で報じられておりますが、これまでは中核都市など比較的大きい都市づくりが目立っております。そこでは必ずしも必要としないような箱物建設や、むだな公共事業のラッシュになっていることも記事にされ、お読みになった方もいると思います。私は、これこそ交付税を乱用した税金のむだ遣いで、モラルハザード以外の何物でもないと思います。こうしたことを続けている限り、交付税制度に対する批判と削減論はやむことは多分ないでしょう。

バブル崩壊後の国の景気対策による公共事業の拡大と地方税も含めた減税政策が、地方財政の危機的状況をつくり出していることは事実であり、自治体がこれに無批判に追随して公共投資に走ったことは否定できません。私は、合併特例債の乱用で同じことを繰り返そうとしているのではないかと思えてなりません。

合併特例債の基準財政需要額への算入は、とにかく当面借金で大規模事業をしやすくする仕組みであり、一見得なように見えますが、元利償還金の基準財政需要額算入は、自治体共通の財源である交付税を先食いし共食いしているだけであり、交付税を借金返済機能に変質させ、交付されるべき交付税が借金の返済に充てられることになるものと思います。

市長の見解を求め、誠意ある答弁をお願いし、私の第 1 問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 それでは、答弁申し上げます。

日本経済は、世界的な社会経済変動の中で、単なる景気循環ではなく、複合的な構造要因による停滞に直面しております。そして、不良債権や財政赤字など負の遺産を抱えるとともに、戦後経験したことのないデフレ状態が継続しており、経済活動と国民生活に大きな影響を与えております。

このため、政府では、大胆な構造改革を進め 21 世紀にふさわしい仕組みをつくることで、こうした状況を抜け出し、日本の再生と発展を目指そうとしているところであります。この中で、経済・社会の非効率的な部分を取り除き、技術革新や新事業への積極的な挑戦を生む基盤を築きながら、国民が将来を設計できる環境を整備するとともに、これら多方面にわたる課題に一つ一つ着実に取り組み、改革なくして成長なしとの路線を推進していくこととしております。しかしながら、改革はいまだ道半ばということで、成果が明確にあらわれるまでにはいましばらく時間を要するとしております。

こうした中で、我が国には高い技術力や豊富な個人資産、社会の安定など経済発展を支える大きな基盤が存在しており、厳しい環境の中でも、多くの人々や企業、そして地域が前向きに挑戦を続け、改革を進めており、こうした力を一日も早く顕在化させることにより国の発展につなげていくとしているところでございます。

こうした中での平成 15 年度の国の予算は、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、改革断行予算と位置づけた平成 14 年度予算の基本路線を継承して、一般歳出及び一般会計歳出全体について、実質的に平成 14 年度の水準以下に抑制するとともに、平成 14 年度の国債発行 30 兆円以下の基本精神を受け継ぎ、国債発行額を極力抑制し、予算の配分に当たっては、歳出構造改革を推進するとの基本的考えを踏まえ、活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながる分野への予算の重点的な配分を行うこととしております。

内容を見てもみますと、活力ある経済産業の構築に向けて産業の競争力を強化したり、次の世代へ資産を移転しやすくするため、地方税を含めて 1 兆 8,000 億円の減税を先行実施することとしているほか、都市の再生とか、地方の活性化など民間活力を引き出し、また、雇用を生み出すような分野への重点配分、そして、雇用、中小企業向けのセーフティネットの強化や早期再就職に向けた取り組みの推進、中小企業向けの信用保証の強化などが含まれているようでございます。

しかしながら、予算総額 81 兆 7,890 億円のうち、36 兆 4,450 億円に上る多額の国債発行に依存せざるを得ない状況となっており、国債残高の累増が将来への大きな負担となっていることは否めないものでございます。

こうした状況を打開するための今の構造改革への取り組みであり、政府では 2010 年代初頭には過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らない財政構造を目指すとしております。私としましては、今の、そしてこれからの改革が功を奏し、それが達成されまして、国のみならず地方の健全な財政が確立されることを期待しているところであります。

福祉の問題にありましたが、国の予算を見ますと、社会保障関係については、将来にわたり持続可能で安定的かつ効率的な社会保障制度を構築するという観点から、年金等について平成 14 年の消費者物価の下落に応じた物価スライドが実施されるとともに、雇用保険制度改革なども行うこととしておりますが、全体的に見れば、福祉、社会保障関連経費では 7,139 億円、3.9%の増となっており、必ずしも切り捨てということではなく、適正な受益と負担の関係を築くことを目指しておるものと受けとめているところでございます。

次に、合併特例債の問題が質問されました。答えます。

市町村合併をしようとする市町村は、法律の規定によりまして、合併関係市町村の首長、議員、学識経験者等で構成する合併協議会を設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画、いわゆる市町村建設計画を作成しなければなりません。

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものであり、合併市町村の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上などを図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するものであることが求められております。また、その内容は、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、合併市町村の財政計画を定めることとされております。

さらに、市町村建設計画の作成に当たっては、法律で事前に知事と協議することが規定されており、その後合併関係市町村のそれぞれの議会の議決を経て決定されるものであります。

このように、市町村建設計画は、合併協議会において議員や住民の声も踏まえ、また、財政状況も勘案して十分に検討されるものであるとともに、知事との事前協議、議会の議決など数段階にわたる十分な検討・審査を経て作成されるものであります。

それで、この特例債でございますが、これは、合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置であります。これは、今申しあげましたように、市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り地方債、いわゆる合併特例債をもってその財源とすることができるとされております。なお、当該地方債の元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

したがって、合併特例債は、議員や住民の声も踏まえた合併協議会での検討、知事との事前協議、議会の議決など数段階にわたる十分な検討審査の後に計画された事業についてのみ活用できるものであり、むだなものをつくらせるとか、合併特例債の乱用であるとかということはありません。合併特例債は合併しようとする市町村が財政状況も十分踏まえた中で、真に必要と判断した事業についてのみ活用するものであると考えているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 1 問目にお答えをいただいたわけではありますが、大変ありがとうございます。

もう少しお尋ねをして議論を深めたいというふうに思いますが、政府の予算案についてお伺いをしたところでありますが、社会保障費などについては数字的に上がっているので適正だというお話がございました。私と見解を異にしますが、そこで伺いたいと思いますけれども、これは、要するに市民福祉の向上という視点で見ますと、先ほど申しあげましたように、ずらりと負担増が並んでおりまして、まさにオンパレードというふうになっているわけでありまして、市長が言われるように適正だとはとても私は言いがたいと思います。

言うまでもないことでありますけれども、地方自治の行政運営は国と密接に関係をしているわけでありまして、そうした視点をきちんとやはり市長にも持ってほしいなというふうに思います。その中で寒河江市のかじ取りをぜひ見誤らないでやってほしいと思っているわけではありますが、そうしたことでの独自の、例えば政府のそうした方針とはまた別に、国は国での考え方があるとしながらも、そこで市はこういうふうに行っていったんというものがまた別にあれば、それも一つの方法であろうかと思いますが、そうした、例えば負担増という中での市民福祉の向上という視点で寒河江市独自の施策なんかがあるのかどうかを含めて、ぜひお尋ねしたいと思いますし、具体的な対応策などあれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思っています。

それから、合併特例債の基本的なことについてお伺いしましたが、御答弁をいただいたところでありますけれども、さきの 3 月 3 日の全員協議会の席で、合併後のまちづくり事業に対する合併特例債は、寒河江市と朝日、西川の 1 市 2 町の場合で、事業費の上限は 191 億 2,000 万円となっていたわけではありますが、これは、充当率 95%、元利償還金 70%は交付税で措置をするというようなことでありますけれども、そこで、その上限とする 191 億 2,000 万円の事業を実施した場合に、その交付税措置はどのようになるのか。補正係数の細部にわたる部分などちょっとわからない点もあると思いますけれども、そうしたシミュレーションなど出れば、この交付税措置がどのようになるか、ぜひ教えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、合併しなかった場合の交付税についてはどのようになるのか教えていただきたいと思っています。

それから、もう一つ、私、この前の全員協議会の中でも申しあげましたが、どうしても市長の考え方で理解できないのは、合併に対する住民の意思、これをやはり的確に判断するために、繰り返すことにはなりますが、アンケート調査なり、あるいは住民投票というようなことをやはりすべきではないかなというふうにここで強く申しあげたいと思うわけではありますが、私も知っていますが、これは法的に必ずしもこんなことは必要ないというふうになっているわけではありますが、主権者は住民だということを改めてやはり御認識いただいて、その中でやはり一個一個に基づいて判断をするというのが私は行政運営のやはり一つの基本的な理念ではないかなと考えますので、市長の御見解を改めてお伺いしたいと思っています。

以上で 2 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど、国の予算の社会保障関係、福祉部門について、適正と、こういうことは言っておりません。適正な受益と負担の関係を築くと、こういうようなことを申しあげているのであって、いわゆるこれからはやはり負担ということも考慮に入れたところの福祉というものに目を向けていくんだという内容になっているんだらうということをお願いしておるわけでございます。

それから、国の福祉を見ましても、社会保障関係も一貫して、資料を見ましてもふえてきておりまして、これは、やはり福祉に対しての需要というものが、あれはあるんだということに見られるわけでございまして、ですけれども、年金の給付とか、あるいは介護報酬とか、医療費負担というようなことは、これは減に向けたところもありますけれども、全体としては 3.9%でございますが、7,100 億円くらいふえていると見られるわけでございまして、やはりこういう中から今言ったような受益と負担の関係というものが出てくるんだらうと見ておるところでございます。

それから、寒河江市の福祉関係ということの御質問でございますが、開会日に申しあげましたところの市政運営の要旨にも書いてありますように、非常に力を入れたといいますが、目を届かせるような分野に対しまして、必要な部門についての予算のつけ方、あるいは考え方というものを 15 年度の予算編成に当たりましても考慮したところでございまして、これらの方針等、あるいは予算の方をごらんになればわかりかなと見ております。

それから、合併しなかった場合の交付税はどうなるのかと。これはやはりまだまだこれから合併をしようという場合についての支援制度という中に交付税の問題があるわけでございますけれども、はっきりとまだ支援しない場合は交付税でどうするというようなことが、はっきりとは出てきていない段階ではなかろうかなと見ておるところでございますが、今後よくその辺を見ておく必要があるかなとは思っておりますが、私の方では合併しようとして取り組んでおるわけでございますから、それに向けての対応というものでこれから進まなくてはならないと思っております。

それから、アンケートというわけでございますけれども、最終的な判断は、これは市民なわけではございません。私もこれから地域座談会を開くわけでございますから、いろいろ合併についてのお話を申しあげようと思っておりますし、さらにまた、市の立場という、いわゆる寒河江西村山の中核都市としての市の立場というような役割もあるわけでございまして、西村山地方全体の発展を担うというような責任というものも訴えていかななくてはならないのであろうかと思っております、そういう観点から、現在の段階での住民のアンケート調査というものは考えていないところでございます。以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 いわゆる合併特例債の 191 億円のシミュレーションですね、ちょっと答えがなかったんですが、いいですか。

佐藤 清議長 いいです。

じゃあ、ちょっと内藤君待ってください。

市長。

佐藤誠六市長 191 億 2,000 万円の云々と、特例債発行できるというようなことを資料に載せておるわけでございますけれども、先ほども申しあげましたように、合併協議会で策定する市町村建設計画に基づいて行うところの一定の事業に要する経費の財源とするものでございまして、ですから、合併協議会というものが設立され、市町村建設計画の策定の中で具体的な事業が出てくるわけでございまして、どのようなものかを考えるとか、あるいは協議しているかということは今のところあるわけではないわけでございまして、全く白紙でございます。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 空中戦を戦わせているようで、ちょっとなにですが、市のシミュレーションのことから申しあげますと、要するにどのようなものを考えて建設するつもりかなんていうふうにお聞きをしているわけではないので、その上限まるまんま 191 億 2,000 万円を使った場合の、いわゆるそれぞれ年間の交付税措置というのはどういうふうになるのですかということをお尋ねしたんです。そのシミュレーションがあればぜひ教えていただきたいと。交付税にどのような措置がなるんですかということをお尋ねしたところなんですが、どんなものを建設するつもりかという話を聞いているわけではありませんので、ひとつ誤解なくお答えをいただきたいと思います。

私たちもよく勘違いしがちなんですが、いわゆる合併特例債の 70%が交付税措置されるというふうなことで、どうもそれが先あって合併を進めようと、こういうふうになっているのではないかなと思われる節がありまして、それを、70%を、先ほど申しあげましたけれども、基準財政需要額に算入されるにすぎないのであって、その 70%の分の地方交付税額が増額になるわけではないんですね。したがって、そのところをやはりきちっと押さえておく必要があるのではないかなと考えております。

私は私なりにいろいろ研究をしてみました。緑政会の皆さんもいろいろ勉強会をなさったそうではありますが、口幅ったいようですが、私たちも勉強をさせてもらいました。

例えば、その 191 億 2,000 万円ほどの、何をするかは別にしまして、事業費を実施する場合の交付税措置を考えたときに、いわゆる地方債は 95%でありますから 181 億何がしになると思います。それで、一般財源の方は 9 億五、六千万ぐらいになるのかなと思っておりますが、その地方債の約 181 億掛ける 70%でありますから 127 億 1,400 万円ほどの基準財政需要額への加算となるのではないかなというふうに思います。

それで、その 127 億の元利償還金は、事業の性格にもよると思いますが、大体 20 年間で返還するとしますと、1 年間の償還金は、127 億割る 20 ということで 6 億 3,500 万円ぐらいになるのかなと思います。その 6 億 3,000 万円のお金を、例えば三つの自治体で、それはちょっと強引なやり方もわかりませんが、均等に分割したと考えますと、割る 3 でありますから、約 2 億ちょっとぐらいのものが一つの自治体の基準財政需要額への加算があるのではないかなと思っています。私の見解と違うかどうかわかりませんが、先ほどシミュレーションということでお聞きをしましたので、その点についてぜひ当局の考え方もお示しいただきたいと思います。

それから、合併しなかったときの交付税の関係であります。これもいろいろ検討する必要があると思います。確かに市長は合併という前提の中で今後いろいろやっていくということから、こんなことは必要ないというふうになっているのかどうかわかりませんが、それも一つの考え方として必要だというふうにありましたので、ぜひそうしたところも含みおいていただいて検討すべきだと考えますが、合併しなかったからといって多分ペナルティーというのではないと思うんですが、これは、地方分権一括法成立後の新たな国と地方の関係、あるいは県と自治体との関係からして、地方公共団体が国の行政機関または都道府県の機関が行った助言等に従わなかったというときの理由として不利益な取り扱いをしてはならないというふうな、一つの地方自治法 247 の 3 の規定がやはりあるということをおきとんと想起しておく必要があると思います。そうしたことをきちんと踏まえて対応すべきだと考えているところであります。

それから、アンケート調査については、お尋ねしたところ、繰り返して考えていないということから、合併問題についてわかりやすく、例えばよく結婚話に例えられるわけからありますが、そういう意味では、結婚の当事者は本市の市民と両町の町民であると思いますけれども、それで、いわば市長や町長さんは親御さんというふうには私は考えておりますけれども、親御さんである市長は当初大変この結婚に対して慎重であったわけでありまして、奥さんを選ぶに当たって必ずしも一目ぼれしたわけではないと思っているわけからあります。

けれども、ところが、最近急速に熱を上げたといいますが、娘さんに対して結婚しろというふうにせっついて
いるような私は感じがするわけでありますが、そこで私は、そうした本人の意思はぜひ尊重すべきだと申しあ
げたいところであります。むしろ当事者の市民である娘さんの方は、婿さんは大変自然豊かで美男子であるけ
れども、昔から金と力はなかりけりなんて言いますけれども、そうしたことをきちんと現実的に見抜いている
かもわかりません。

ですから、そういうことを踏まえながら対応しないと、かけ離れた市政運営、合併になってしまうのではな
いかと私は危惧をしているところであります。そうした視点での市民の意思というものを確認をするべきだ
と思います。現在のところ考えていないということでもありますから、先になったらするのかどうか、その辺も
定かではありませんけれども、先に状況が進んだらするのかどうか、そうしたことも含めて市長の御見解を承
りたいと思います。

それから、政府予算の件についても伺いましたが、なかなか歯車がかみ合わないというが、そういうふうに
理解しておりますが、大変厳しい政府予算だというふうに私もよくわかります。また、負担増を求めている
ことについては、現実的にそうしているわけでありますから、それもよくわかります。だから、そういうこと
でそれらに対して市長はどうするんだということを尋ねているわけでありまして、厳しいことは認める、これ
も認める、それを受けてやっていくんだというふうなことだと理解はしましたけれども、負担増というふうな
ものについて、それは市民にとっては大変厳しいという一つの判断があれば、やはり市としての独自のそうし
た施策をめぐらしてするのが長の立場ではないかなということをお願いして、私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かありましたが、合併特例債の問題でございますが、これはあくまでも起債でございます。俗に言えば借金でございます。ですから、不要不急なものにこれを使うというようなことは私も考えておりませんし、どなたの町の町長さんであろうが考えていないことだろうと思っております。

受け入れるのはいつかということか、どんな事業になるのか、全くこれはこれからのことでございまして、いつ借り入れするかというのはこれからの問題でございます。これは今の段階で何とも申しあげられないということでございます。

それから、合併しないときの交付税の問題ということでございますが、今現在国において三位一体というのが議論されておるわけございまして、中でいろいろ議論されております。そうしますと、全体的に交付税は減少してくる傾向というのは非常にあります。15 年度の本市の予算におきましても、事業費補正やら段階補正やらいろいろ国の地方財政計画というようなものを参考にしながら寒河江市なりに算定してみますと、予算に計上したような状況の中で大幅に減ってくるということは見られるわけございまして、ですから、合併しない団体と合併した団体との差というようなものについては、どうのこうのというのは私の段階では言えない問題だろうと思っておりますが、地方交付税そのものが見直しをかけられていると、そして、特に三位一体の中で具体的に手を加えられているというようなことが、これは見られると思っております。

それから、アンケートの問題でございますけれども、先ほど申しあげましたように、現在は考えていないということございまして、合併協議会が設立されまして、合併後の将来像というものがはっきりなった段階で、いろいろ合併に対しての住民の意向調査などというようなことも、これは一つの方法ではないかなと思っております。

それから、福祉関係で、何も私は国の社会保障、福祉関係の予算を是としているわけではございません。ですから、ただそういう方向に行っているのだということを申しあげておるわけございまして、ですから、いわゆる介護の問題、あるいは国民健康保険の問題、あるいは少子化の問題といろいろあるわけございまして、それらについては、市長会なり、あるいは所属団体等々を通しまして、長として申すべきことを主張しておるところでございます。以上です。

遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 16 番、17 番、18 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告してある諸問題に関心を持っている多くの市民とあわせて、行政に対して施策の実現を強く願っている市民の声を踏まえ、以下、市長に質問をいたします。

最初に、自治体が発行する身体障害者認定証明書の問題について伺います。

このことについては、昨年来私どもが弾力的な運用を求めているいろんな場で取り上げてまいりました。この身体障害者認定証明書というのは、身体障害者手帳がなくとも、高齢者の身体の状態によっては市町村の発行する証明書によって所得から障害者控除や特別障害者控除ができるというものであります。

このことについて、昨年 8 月には厚生労働省が市町村が所有している高齢者の情報、具体的には介護認定を行うときの医師の診断書や、介護度などの情報によって申請者の障害の程度や寝たきり老人であることが確認できれば、これを参考に証明書を発行してよいとの通知を市町村に出しているのであります。

これを受けて、県内では、山形市がいち早く、申請があれば、介護保険要介護認定が 1 と 2 については障害者に準ずると証明し、さらに介護保険要介護認定が 3 から 5 に認定されている高齢者、そして障害老人で日常生活自立度判定基準のランクが、いわゆる寝たきり度というそうでありますけれども、B 2 以上の高齢者、そして、痴呆老人で日常生活の自立度判定基準、いわゆる痴呆度のランクが a 以上の高齢者、この以上の三つの基準のいずれかに該当していれば、特別障害者に準ずるものとして証明し認定書を交付するという方針を決定し、市民に周知をしているところであります。さらに、平成 14 年分については、昨年 12 月末時点の状況で認定するとして、現在でも申請があればこれを発行するとしています。

これまで身体障害者に準ずる証明の基準があいまいだったこの問題に明確な指針が出たことは、関係者にとって大変な朗報であります。ところが、問題がありまして、自治体によって証明の基準がばらばらなことであります。

寒河江市の場合も、介護度をそのまま基準にせず、介護認定の際の医師が記入する自立度をもって判断するということになっています。これが非常にわかりにくいわけであります。これでは、隣のばあちゃんは特別障害に認定されたのに、自分のじいちゃんは障害者にしか認定されなかった、どこがどう違うのかなどということになりかねず、場合によっては隣近所で騒動になりかねません。実際寒河江市で、介護度 4 で特別障害者に認定されなかったケースも生まれています。

このことに関して寒河江税務署と交渉した西村山民主商工会では、一つ、障害者控除の証明については市町村に判断の決定権があること、二つ、そのことについて市町村間で証明の基準がばらばらでは困るので統一してほしいとのこと、三つ、14 年 12 月末現在を証明したものであればいつ発行したものでも 14 年分の所得控除証明書として有効であること、という回答を得ております。

このことに関して、以下、市長に伺います。

第 1 点、寒河江市の証明の基準がわかりにくいので、公平に判断ができるように、山形市のように介護度を基準にして証明書を発行すべきだと考えます。また、このことは税務署の意向にも沿うものだと考えますが、そのことについて市長に伺いたいと思います。

2 点目として、現在確定申告の時期であります。寒河江市が各地で実施している相談窓口でも、高齢者の介護をしている家庭については障害者控除を受けられる可能性があることを念頭に置いて対応することを職員に徹底すべきだと考えますが、どう考えるか伺いたいと思います。

第 3 に、そのことと関係しますが、市報などで広報を徹底することであります。特に還付の時効は 5 年間で

すので、今からでも間に合うことをきちんと市民に周知徹底すべきであります。

以上、3点について伺います。

次に、福祉施策の充実についての2番目として、在宅酸素療法患者の問題について伺います。

この世の中には難病といわれる病気は数多くありますが、この24時間機械の力をかりて酸素を強制的に肺に送り込み続けることによってしか呼吸困難や息切れ、全身の倦怠感などの自覚症状が解消されない、症状によっては命の危険にさらされるという大変な状態に置かれているのが酸素療法患者であります。この病気は、原因が患者によって千差万別であります。肺気腫や慢性気管支炎、肺がん、肺高血圧症などの慢性肺疾患によって肺機能が低下し、呼吸不全に陥り、低酸素状態になっているのが特徴だということでもあります。

治療法としては、薬物の投与のほかに酸素療法を行います。程度の差はあれ、この在宅で酸素療法を受けている患者は、全国で11万人いると言われていたますが、酸素吸入器なしには生きていけないと言われていた。この寒河江市でも、時々ボンベを抱えて歩いている人や、自宅で酸素発生装置を取りつけて生活している患者を見かけます。

ところで、この在宅酸素療法を受けている患者の医療費負担が、昨年9月までは定額負担の月850円の医療費だったのであります。ところが、10月からの医療制度の改悪で1割負担になったため、一気に約10倍、月1万円近くにはね上がりました。お金のある高齢者ならそう影響はないかもしれませんが、収入が老齢年金などしかない高齢者にとっては生活と命を直撃する事態であります。全国の患者団体の調査では、治療を中断した患者もいるということでもあります。

そこで、市長に提案をします。

寒河江市民で在宅酸素療法を受けている患者はどの程度いるか、また、医療費負担に耐えかねて治療中断などの最悪の事態に陥っている患者がいないのかどうか早急に調査していただきたいということでもあります。その上で、低所得で酸素療法を続けている高齢者に対して、何らかの医療費補助を行えるように制度の創設を検討していただきたいということについて伺いたいと思います。

次に、入札制度を改善することについて伺います。

この問題について、私は、最近では平成12年3月定例会市議会の一般質問で抜本的な入札制度の改革について提案いたしましたのを初め、これまで何度も改善策を市長に申しあげてきています。

その一つは、談合を防止する取り組みについてであります。このことについては、前回私は神奈川県横須賀市や座間市の例を参考にしたらどうかと提案をいたしました。市長はそのとき、「いろいろ指摘もあった。私の考えも申しあげた。議員の言うところも十分勉強させていただきたい」と答弁を締めくくっています。その後どのような検討あるいは取り組みを行ってきたのか伺いたいと思います。

ところで、この問題について日本弁護士連合会が「入札制度改革に関する提言と入札実態調査報告書」というものを発表しました。それによると、日本の入札は談合が蔓延していること、そして、落札率の平均が極めて高率で、95%という平均で推移していること、これはくしくも寒河江市の平均落札率、13年度の落札率95.55%と極めて近い数値であります。その問題について日弁連では、一つは、予定価格を事前公表すること、そして、二つ目は、条件つき一般競争入札を導入することが柱であると改善策を提起しています。

さらに、5点にわたってその補強する方向を示しています。一つは、不正行為に対してのペナルティーを重くすること。二点目は、談合が明らかになった場合は、損害賠償請求を行うこと。三点目は、入札に際しての積算根拠を明確にさせ、その明細書の提出を義務づけること。四点目は、下請業者へのしわ寄せを防止する対策をとること。五点目は、入札及び契約に関する第三者機関による監視などを提案しています。

私は、予定価格の事前公表の意味について改めて考えてみました。個人の建設工事の際、一般的に行われている契約の方法は、どの程度の資金で家を建てたいけれども、あなたは幾らで請け負いますかということをお大工さんに聞く。そして、条件が折り合わなかったら別のお大工さんにも同じことを聞いて、最終的には、同じ技

術であれば、より安く請け負う方に建築を依頼するというのが個人の場合是一般的だと思います。つまり1円でも安く自分の持っているお金よりもどのぐらいまけてもらうか、準備した資金をどれだけ下回る価格で請け負ってくれるかが発注者側の最大の関心事だと思います。

行政に当てはめると、この予定価格というのが行政が準備できる上限の資金でありまして、値段でありまして、それをどのぐらいまで下回れるのかというのを厳しく問うのが競争入札の原理であり、精神だと思います。ところが、実態としてはほとんどの入札が予定価格に限りなく近い、言わば予定価格の上限に張りつくような事態に今日もなっているのです。

個人で仕事を頼むときは、準備した資金よりどれだけ安くしてもらおうか業者とぎりぎりの交渉をするのに、公共事業になると、入札だからといって予定価格以下でさえあれば幾らでもいいとなると、市民から預かった貴重な税金を浪費していることになります。

無論、予定価格の事前公表を行うに当たっては、積算根拠の提出や明確化、それに不正行為への厳しい罰則などの条件をつくることは言うまでもありませんが、前回も言いましたように、現場説明会の廃止、業者のあいさつ回りの禁止、設計図のコピー会社への売却などを実現すれば、市役所に業者が顔を出す必要もなくなるわけでありまして。

また、条件つき一般競争入札についても、事業の規模と内容によっては、この寒河江市でもやれるものがあるのではないかと。

これまでも学校建設などの大型の入札の場合などは、市外の大手の業者も指名を受けているのであります。こういう入札などは、参入業者の枠をもう少し広げ、インターネット入札の導入が可能なのではないかと思えます。インターネットの入札を行えば、事業説明や入札の告示、入札の実施、落札に至る過程で行政と業者は一度も顔を合わせる必要がなく実施することができるようになります。このことについては、国土交通省が電子入札のすすめを発表していて、そのマニュアルは大変参考になると思えます。

いずれにしても、行政のやる気のなさが予定価格に限りなく近い落札や、談合を許す温床になっていると日本弁護士連合会のレポートでは指摘しています。寒河江市でもそう言われぬようにこの問題についての意欲的な取り組みを期待し、市長の答弁を求めたいと思えます。

次に、市民の住環境を守るために、日照権条例の制定について伺います。

昨日高橋議員の質問と答弁でほぼ期待された内容が出されました。そこで、重複を避けて、若干補足質問を行いたいと思えます。

昨日市長から電波障害にかかわる指導要綱の話が出てきました。これは、私が議員になって間もなく、20年前、市民体育館の建設に関連して、付近の住民からテレビが見えなくなったという相談が寄せられたことがきっかけになって、当時の都市計画課の職員と一緒にやってつくり上げたもので、当時を思い出して大変感慨深いものがありました。佐藤市長は、その指導要綱に日影問題も加えることを検討したいと答弁いたしました。

そこで伺います。

一つは、建築基準法や山形県の日影条例の中で一定の規制がかけられています。きのうの答弁では、建て主に対する事前説明会の開催などを主な内容とするということだったようです。私の記憶違いだったとしたら訂正しますが、日影の生ずる季節ごとの具体的な時間規制などについて、より実効あるような内容にできないのか伺いたいと思えます。

二つ目として、大きなビルが建設されれば、環境問題としては、日照が遮られるというだけではなくて、ビル風や冬季の吹きだまり、除雪の問題など多岐にわたってトラブルが発生します。今回は、話し合いがなされた内容について建築主と住民との間で、覚書などの文書の交換があったのかどうか伺いたいと思えます。後で言ったとか言わないとかやり合うことほど嫌なことはありません。この際、市が中に入ったのですから、将来のトラブルを避けるためにも、きっちりしておくべきだと考えますが、市長の考えを伺いたいと思えます。

もう一つは、今回の話し合いで、住民側は具体的な日影の生じる可能性を図面に落とし、いわゆる日影図を見せてもらったそうです。ところが、持ち帰ることはだめだと言われたと聞いています。この日影図のようなものは、専門的な知識がなければ、ただ黒板に張りつけたものを見せられただけでは理解できるものではないと思います。

専門知識のある人に見てもらい、住民側が正しい判断を下してこそ、話が違うなどといった将来のトラブルを避けることができるのであって、何で持ち帰りを認めなかったのか不思議でなりません。指導要綱をつくるとすれば、そうした問題も明記すべきであります。市長の考えを伺いたいと思います。

以上、佐藤市長の誠意ある答弁を期待して、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、障害者に対するところの認定書の発行の問題でございますが、御案内のように、65 歳以上の高齢者につきましては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定によりまして、身体障害者手帳の交付を受けている場合のほか、精神または身体の障害の程度が知的障害者等または身体障害者に準ずるものとして、市町村長の認定を受けた場合は障害者控除が受けられます。また、重度の知的障害者等、または 1 級または 2 級の身体障害者に準ずるものとして認定を受けた場合は特別障害者控除が受けられることになっておるわけでございます。

介護認定を受けた場合、要介護度に応じて障害者控除の認定を行い、しかも市町村統一したのものとして対応してはどうかというような質問であるわけでございますが、要介護認定は、障害や身体機能の状況を直接判断するものではなく、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するため、介護の手間のかかりぐあいを判定するものでございます。一方、障害認定は、永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合いを判定するものでございます。このように、要介護認定と障害認定はその判断基準が異なり、介護度が 5 であっても障害認定 1 に当てはまるとは限らないものであることから、要介護度をもって一律に障害者の何級に相当するかを判断することは困難であり、適当でないと考えております。

本市におきましては、申請に基づき、介護保険関係資料等により、障害老人日常生活自立度及び痴呆性老人日常生活自立度を判定し、認定書を交付しておるところでございます。

それから、対象者に対して認定申請するよう、個々に通知してはどうかということもございました。制度の内容については対象者だけでなく市民全体に周知することが必要であると思っております、これらの周知につきましては、市報掲載により広くお知らせするとともに、申告相談時などにおきましても相談者に対して遺漏のないよう対応しておりますし、なお担当の方にも十分勉強するようにと、このようにしておるところでございます。

それから、在宅酸素療法者への補助制度の問題でございます。

在宅酸素療法というのは、お話もございましたけれども、肺の機能が低下し、体に必要な酸素を空気呼吸では十分に取り入れることができなくなった患者に、日常生活などのために自宅や屋外で酸素吸入を行う治療法でございます。利用者は高齢者の方が多いようでございます。

高齢者の医療負担は、医療保険制度改革の一環として行われた老人保健法などの改正によりまして、平成 14 年 10 月から定額制が廃止され、医療費の 1 割負担、一定以上の所得者は 2 割負担になり、負担限度額も改正されたことは御案内かと思えます。

在宅酸素療法の医療費は、指導管理料及び酸素濃縮装置、携帯用酸素ポンベの貸出料を合わせますと 8 万 1,100 円で、それに検査料と薬代が加算されます。この自己負担につきましては、お話もございましたけれども、身体障害者 1・2 級に認定されている方は、重度心身障害児者医療で公費負担され、無料または 1 日 800 円に軽減されております。

それから、重度心身障害児者医療の対象とならない 3 級以下の高齢者の自己負担は、旧制度の場合は、定額制を選択した診療所では、1 カ月で 2 回の診療の場合、1 日 850 円が 2 回ということで 1,700 円でありました。具体的に例を申してみますとこのようになります。

また、200 床未満の病院では、定率 1 割負担で限度額が 3,200 円、200 床を超える病院では 5,300 円でしたので、自負負担は 3,200 円または 5,300 円となっていました。それが、現行では、1 割負担の場合は、8,110 円に検査料と薬代の 1 割を加算した額となります。ただし、市民税非課税の世帯は外来の限度額が 8,000

円となっておりますので、8,000円を超える額につきましては、市の方へ高額医療費として申請していただくことにより償還払いされることになるわけでございます。

今新旧制度の負担額を比較してみましたわけでございますが、市民税非課税の世帯では1.5倍から4.7倍に、月額では2,700円から6,300円の負担が増加することになっております。

在宅酸素療法者に対して補助制度の創設云々でございますが、御質問のありましたように、このような状況は本市のみだけではございませんでして、全国的なことでございます。また、在宅酸素療法に限り起こるものでもないと思います。国では高齢者医療保険制度のあり方を検討中ですが、その中でこのような状況についても議論されると思いますが、私も市長会等々を通しまして、その対応等について問題を提起してまいりたいと考えております。

また、本市の認定状況についてのお尋ねもございましたが、本市の身体障害者の認定状況は、1級に認定されている方が465名、2級が245名、3級が239名となっております。呼吸器系の障害認定者は42名で、1・2級に該当する方が17名、3級が18名、4級が7名となっております。重度心身障害児者医療等については、県の補助金交付規定に沿って、寒河江市の医療費支給条例で定めるところでございます。

これからどうするかということでございますが、在宅酸素療法者の多くの方が制度の適用を受けられるよう、県に補助対象の障害等級の拡大を要望し、場合によっては在宅酸素療法に限定し補助対象になるよう要望するなど、非常に財政が厳しい状況にあるかと思っておりますけれども、要望するということと、そして県内の動向なども考え合わせながら検討してまいりたいと思っております。

次に、入札制度のことでの御質問に答弁申し上げます。

いろいろこれまで取り組んできたところでございますが、その中で、条件つき一般競争入札というようなものに検討を加えた、あるいは実施したところでございますが、この条件つき一般競争入札は、平成7年にハートフルセンター建設工事の際に初めて実施したわけでございます。昨年5月の醍醐小学校改築工事において2件目として実施しております。

この条件つき一般競争入札を実施するか否かにつきましては、これまで大規模な工事についてその都度判断し決定することとしておりますが、入札の公告に始まり、入札まで約1カ月を要することや、入札参加者の資格審査手続など、その事務量が多いこともありまして、実績としてはただいま申しあげたように2件にとどまっているのが現状でございます。

また、何といたしても、条件つき一般競争入札となりますと、工事発注に関し多くの市外業者あるいは県外業者までを含め、広く不特定多数の業者に競争させることとなるため、市内業者の受注機会に大きな影響があり、また、落札業者がしっかりとした施工ができるのかなど、工事の質における安心感といったものが保たれないという懸念があったことも事実でございます。

また、一方で、この条件つき一般競争入札は、その手続において透明性が高く、より公正な競争が図られる方法としてすぐれた入札方法でありますし、また、その導入によって、より競争が激しくなり、落札価格が下がるということは当然考えられることでございます。

このように、条件つき一般競争入札につきましては、さまざまな課題はあるものの、その透明性や公正性といった観点から、また、公金の有効活用といった観点からも、今後は拡大の方向で検討していく必要があるものと考えているところでございます。

そうした際には、対象となる工事の基準を明確にいたしまして、また、特に地元企業の育成、それから地元経済の活性化という点にも考慮し、競争性を失わせない範囲内において地域要件を付加するなどの配慮をして、また、期間の短縮や事務量の軽減といった課題解決にも取り組んでいく必要があるかなと思っております。

次に、何点かありましたが、予定価格の事前公表でございますが、職員への業者からの接触を防ぐために予定価格の事前公表が必要ではないかというようなことがありましたが、予定価格につきましては、御承知のと

おり入札後に公表する事後公表を行ってきております。事前公表につきましては、職員から業者への予定価格漏えいという不正行為を防止するという観点からは効果がある反面、業者の真剣な見積もり努力を損なわせる可能性があること、それから、落札価格が予定価格近くで高どまりになるおそれがあること、また、談合が一層容易に行われる可能性があることなどが懸念として一般的に指摘されているところでございまして、国においては実施していないものでございます。

また、事前公表を実施した団体の中には、落札率が予定価格近くで高どまりする結果となったことから、事後公表に変更した事例があるのも事実でございます。予定価格の事前公表につきましては、今申しあげたような懸念があることにかんがみ、現時点におきましては考えておらないところでございます。

それから、現場説明会でございますが、入札参加者同士の接触の機会を抑制し、談合など不正行為の防止を図るため、現在では原則として廃止しているところでございます。ただし、特殊な工事などで、その適正な施工のために特に必要な場合は実施しているものもありますが、今後はこの例外的に実施しなければならない工事については、より厳格に判断していくこととしたいと考えております。

それから、電子入札の導入のことでございますが、一部自治体において既に実施され、効果を上げているところもあるようでございます。

現在、国土交通省におきまして、IT技術の活用により公共技術の業務体系を合理化、高度化するシステムである公共事業支援統合情報システムの構築に取り組んでおり、その一環として電子入札の導入が推進されております。

また、県におきましても、電子県庁の推進施策の一環としてこのシステムの導入が位置づけられ、電子入札につきましても平成15年度からは一部において試行運用が計画されているようであります。

市としましても、国及び県で進められている電子入札システムの内容及び電子入札の実施状況、システム構築のための初期投資費用及び運用費用、さらには寒河江市のような規模の自治体での導入効果など調査すべき事項が数多くありますので、検討課題とさせていただきたいと思っております。

それから、住環境のことで、きのうの高橋議員の質問に続いて具体的な何点かについての質問がありました。

一つは、季節ごとに日影の生ずる時間規制などについて実効性のあるものにできないかということでございます。

現在の県の条例の日影規制は、年間の中で最も日が短い冬至における高層建築物により日影が一定時間以上生じないように規制しております。御案内のように、冬季における日影は、太陽が最も低い位置にあることから、日影の帯も長く、日影時間が最も長くなるわけでございまして、そういう中で、日影時間規制というものを市の要綱で定められないかということでございますが、県の建築基準条例は県内の全地域を網羅した日影規制でありますので、市単独の規制というものは考えていないところでございます。

それから、建て主と住民との間の覚書の交換ということでございますが、今回の場合でございますが、第1回目の説明の折には要望書の回答書で文書化されております。それから、第2回目の見直しの説明会の折の文書化はなっていないようでございます。

この見直し案に基づくところの変更確認申請書が提出されておりますが、話し合い時に説明された内容どおりの申請書となっております。

それ以外の話し合われた事項については建て主側で記録しているようでありますので、双方理解違いにならないよう、建て主側から話し合われた事項について市でも取り寄せ、確認してまいりたいと思っております。

それから、日照図の公開の問題でございます。

この建築確認機関である県で情報公開できる資料は、プライバシー保護上、概要書のみ公開となっており、日照図は公開できる資料外となっております。公開できる外となっております。日照図は、住民がおのこの敷地に対し日影になる部分について理解を得られる図書となるわけですが、当事者の責務として紛争が生じた

ときの解決資料として提供せられるかどうか、市で今度つくるところの指導要綱の中で盛り込むことができるかどうか、というようなことを検討してみたいと思っております。以上でございます。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 盛りだくさんの答弁で、質問もかなり量が多かったんですけども、第 2 問をしたいと思います。

介護の認定について、私の趣旨は、自治体によって認定の基準がばらばらだと、これをそのまま放っておいていいのかということが眼目でありまして、このことについては、例えば秋田県などでは、県がイニシアチブをとって各市町村に通達を出しているという話を聞いています。

こういうふうなものであるだけに、例えば山形市の場合は、結果的に山形市の住民は得をすると、寒河江市の住民は損をするというようなことになったんではおかしいのではないかというふうに、話が広がれば広がるほどなっていくわけですね。

具体的にどういうことかといいますと、同居配偶者で特別障害者がある場合の控除額ですけども、所得税で 75 万円、県・市民税で 53 万円が新たに所得控除できるようになるわけです。大体 1 割の税率ということを考えますと、所得税で 7 万 5,000 円、住民税で 5 万 3,000 円の還付を求めるとすれば所得税から還付できると、お金の換算しても大変大きな金額になるわけでありまして。

こういうものであるだけに、大変不景気で困っている人が多いわけですけども、行政としても、住民税が減少になるわけですので、そう喜んではいけないかもしれませんが、こういう制度がある以上、積極的にそれにこたえていく姿勢が必要なのではないかというのが質問の趣旨であったわけです。

ぜひ、県に基準を統一するように働きかけをしていただきたい。市町村によってばらばらな基準では困るわけで、その点、改めて市長にお尋ねをしてみたいと思います。単に寒河江市だけの判断ではなくて、44 市町村全体の問題でもあるわけで、そこら辺の理解を踏まえた上でぜひやっていただきたいと思います。それは税務署もそのようにしてほしいと望んでいることでもあります。

さらに、寒河江市の税務相談の窓口での対応のことでもありますけれども、一部職員が、新しい年に入ってから証明書は証明書として受け付けないというような言ったか言わなかったかなどというような話があったりして、一部現場には混乱があるわけでありまして。この辺についてもきちっとしていただきたい。市長はさっき指導をしたいというふうなことを、話を聞いているのかどうかわかりませんが、答弁があったので、これ以上追求はしませんが、ぜひそういう現場で市民が不利益になるような対応はしないでいただきたい。誤った理解に基づいた指導はするべきでないと思いますので、ぜひそのところを徹底していただきたい。

それから、広報に載せることについても、当然であります。直ちにすべきだと私は思うんです。本当は 12 月あたりですべきだったんですね。なかなか市の対応が決まらなくて、ずるずる来ていたわけですけども、今からでも遅くないですので、ぜひ広報に載せていただきたい。みすみす還付を受けられるものが受けられないなどということになっては、行政の怠慢と指摘されても仕方のない事態になりますので、ぜひしっかりとやっていただきたい。

酸素療法については、非常に前向きな答弁がありまして、市長も理解してくれたのかなと思います。

やはりかなり苦しいんですね。身体障害者の認定を受けていなくても、そういう状態になってしまえば大変な苦しい生活を送らなくてははいけないわけで、さっき内藤議員が詳しく今の住民の負担増の問題を取り上げていましたけれども、その一つでありまして、単に酸素療法の負担増だけでないというところに国民の今の時代に生きていく上での苦しさがあつたわけで、ぜひこういう分野ぐらいいは一つ一つ手がけていただきまして、負担軽減を図っていただくということをやっていただきたいと思います。

このことについての実態の調査をやっていただきたいということを申しあげたんですが、通告後に始まったことでもありますので、今すぐにはできないかもしれませんが、ぜひ実態調査はやっていただきたい。どういふ生活をその人たちが送っているのか調査していただきたい。そのことの答弁がなかったので、改めてお

聞きしたいと思います。

それから、入札の問題ですが、これは、条件つき一般競争入札と予定価格の事前公開というのは、ばらばらにやるものではなくて、一体的に取り組むべきものなんです。これは、横須賀市や座間市の例ではそのところがうまく機能しておりまして、予定価格の85%台の落札率でずっと推移しているということが、私どもも実際に調査してきて目の当たりにしてきたんですけれども、それがどちらが欠けてもまずいんですね。要するに参加業者を多くするというのと、それから予定価格を事前に公表するという問題は一体のもの、セットのものとして取り組むことによって競争性がより増してくるということなんです。

市長は、事前公表すると高どまりの傾向が出てくると言われました。今寒河江市は高どまりでないんでしょうか。寒河江市の入札の結果の、お聞きするところによると予定価格に対する落札率が95.55%。これは高どまりではないんでしょうか。実際がそうなんです。今の実態が。ですから、これ以上高どまりになるわけがないんです。もう事実上予定価格なんてないと同じ。ばればれもいいところで、業者の積算能力も高まっているということもありますけれども、そういう意味では、もう少し事態を真摯に見詰め直していただきたいなと。そして、その上で前向きに事態の解決に動いてほしいと思います。

予定価格の事前公開というのは、国がやっていないということもありますけれども、進んでいる自治体においてはどんどんこれはやられているんです。それは、ほかでもない、こんなところで駆け引きをしたって始まらないというところから出発しているんです。これはもうさっき言ったように業者も能力が高まっているし、そんなところでどうのこうの言ってもしょうがない。これはもう行政として払える最高の金額だということを明らかにして、それを幾らまけられるかというところで勝負していただくというふうにはっきりと打ち出した方がいいのではないかと思うのであります。

それから、地元の業者を育てるということと条件つき一般競争入札を導入するということは競合しません。これは以前も申しあげましたけれども、地域指定、限定あるいは業種限定等によって、これまで下請などに甘んじていた市内の業者などもより参加することができるようになって、一人前の業者としての自覚が出てくる。そういうプラス面もあるということを前回指摘したんですけれども、そういう立場で、事業をもとに、実験的に、よりもう少し範囲を広げてやっていただければと思います。

それから、日照権の問題ですけれども、これは、全国的な日照権をめぐるさまざまなトラブルを見ますと、やはり裁判まで行ったりしているケースが結構あるんです。あるいは差しとめとか。そういうことが寒河江ではあってほしくないし、あるべきでないと思うんです。

それで、およそ裁判等の流れを見ますと、日影図はほとんどいわゆる住民側に無条件で提示になっているというのが一般的なケースのようであります。これはインターネットで見てもらうとわかりますけれども、日照権というところでクリックすると出てきますけれども、ほとんどの争い事でこの日影図というのは、いわゆる住民側に手渡して初めて議論が始まっているというところが大半でございますので、余り難しく考えずに、この問題は要綱の中に明記すべきでないかと。

実際これは、専門的な目で見ないと、見せられてもわからないんです。県のこれ、ありますけれども、日影規制のこれを見てもわからないです、これ。日影図の日照の動きなども出ていますけれども、こんな、素人が見たってわからない。それで、ぜひ専門家にも見ていただけるような機会を、住民側にチャンスを与えないと、あのとき見せたじゃないかと、いや、見たけどわからなかったと、いや、見て何も文句を言わなかったじゃないかとかとなって、もうそこでけんけんごうごうになってしまうんです。だから、ここの段階で納得できれば、トラブルはこれ以上拡大しないわけです。そういう意味でも、ぜひ住民側に提示をすると、見せると。見せるだけでなく提供するという建て主側のいわば度量がないと、この問題はいつまでもごたごた続くのではないかと考えていますので、ぜひそういうものは最低限の条件として入れていただきたいと思います。

それから、2回目の話し合いの内容については建て主から取り寄せてやってみたいということですので、こ

れ以上言いませんけれども、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

それから、ちょっと不足ありますけれども、これは予算の聞き取りのときにも少し言ったんですが、あの場所は、2本あった私道の1本がビルの建築によって消滅してしまったんですね。ですから、残るのは橋によって渡っていく私道の袋小路の道が1本だけというふうになってしまったわけです。それで、そういう意味の不安も住民の中にはあったのではないかと。もし何か災害があったときなんかは困ってしまうというような危機感もあって、何とかしてほしいという動きが出てきたのではないかなと思います。

そういう意味では、これは都市計だけの問題ではないんですけれども、全体として、ああいう場所の解決について行政も少し力をかけてほしいという声が住民の中にあるわけです。ぜひそういうことを、防災上の観点からも、行政側としての考え、あるいは、見解等があればお聞かせをいただきたい。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第 1 点は、障害者の控除と、それから介護との連動のことですが、先ほど申しあげましたように連動しない取り扱い、介護度は介護度の方からの見方、そしてまた、所得税法は所得税法の見方ということになりまして、イコールにはなっていないわけですが、連動しないような考え方でございまして、山形市がどのようにしているか私もわかりませんが、これは、県の方とか、あるいは税務署と十分に打ち合わせしました中で、これから検討させていただきたいと思えます。

それから、税務相談だろうと思えますが、現場での問題というようなことがございましたが、これは先ほども申しあげましたように、法律のこういう取り扱いのことも十分熟知するようにしまして、丁寧な相談ができるようにしていくようにしたいと思っております。

それから、市報の問題でございますが、これは 3 月 15 日が間近に迫っておるわけでございますので、今回どのようにした方がいいのか、その辺を早急に検討していきたいと思っておりますが、どうしようかなと思えます。

それから、酸素療法の療養者の実態調査でございますが、これは、先ほど人数等々につきましてお話し申しあげましたけれども、実態というところまで担当の方が熟知しているかどうかにつきましては、なお調べて、今後に活かされるような実態調査ならば、生かすことを考えてまいりたいと思っておりますし、実態調査の必要性があるかどうかも含めまして検討させていただきたいと思っております。

それから、予定価格の問題でございますが、事前公表は、先ほども答弁申しあげましたように国などもやっていないわけですが、やはり高どまりになるということが出てきたのではないかなと。そんなことからやっていないということではなかろうかなと思っておりますので、これは考えていないということでございます。

それから、条件づきの問題、これも 1 問でも答弁申しあげましたが、これにつきましては拡大の方向で検討したいと思えますし、どういう条件にしたいのかというようなことを考えてまいりたいと思っております。

それから、日照権の図面を見られるように、だれでもわかるようにしろということですが、この辺も、答弁申しあげましたように市の要綱で盛り込むことができるのかどうか、この辺も検討させていただきます。

それから、私道の袋小路でございますが、現在の寒河江市、これからつくるところの都市開発あるいは宅地造成というような分野につきましては、指導の徹底をしておりますので、袋小路をつくるようなまちは認めておりませんので、そういうことはございませんが、現在もまだそういう袋小路といいますが、非常に防災上問題のあるような道路がなきにしてもいいわけですが、また、今回の件の場合も、あそこが袋小路になっておるわけですが、したがって、いろいろ道路を広げるとか、あるいは橋の改修とか、あるいは一たん関係あるときに本館と今回建てようとするところのホテルとの間のところに、緊急避難の入り口といいますが、それなどもつくるようにということで話し合いをしたわけですが、そういう方向にいくかなと思っております。

いずれにしても、行政指導というものを十分徹底して、建て主あるいは周辺の住民の方々のトラブルが発生しないように、いいまちづくり、あるいはそしてすてきな建物といいますが、そういうものが建っていくように願っておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 前向きな答弁がいっぱいあって、珍しく、私も大変歓迎しております。

それで、障害の認定の問題について、山形のは既に文書で出ております。これはいつでもだれでも見られるわけで、ここのところはぜひ取り寄せて比較していただきたいなと思います。

特に、なぜこういうふうになってきたかといいますと、私も 1 問で紹介しましたけれども、去年 8 月に厚生省が指示文書を出しているんです。これは、恐らく担当も持っていると思いますけれども、市町村が有している高齢者の情報、これは何かというと、介護認定の際に受け付けた書類が市町村が有している情報。これは唯一の情報ですね。これしかないわけで、そこで、医師の診断書及び介護度などの情報によって申請者の障害の程度を判断するというふうになっているわけです。ここで、ですから、確かに前段を見れば医師の診断書というふうになりますけれども、後段には介護度というのものもあるんです。ですから、市町村によって解釈が分かれるのも当然なんです。

具体的には、山形市のように介護度で判断している自治体もある。寒河江市のように医師の判断でしているところもある。ところが、いわゆる申請する側から言わせると、前段の医師の診断書というのは非常にわかりにくいんです。これは専門的な記述ですので、自立度 1 から、2 から、3 から。これが、例えば隣の人とうちのばあちゃんではどこが違うんだというようなわかりにくさがありまして、それではいろいろな意味で住民の間に問題が出てくるのではないかということで、山形の場合は一律介護度で判定をしているということがあろうで、それに行政側がきちんと説明できればいいんですけれども、恐らくできないのではないかと思います。そういう意味で、もっとわかりやすい基準をもって対応していく必要があるのではないかということを変更して申しあげておきたいと思います。

それから、入札の問題では、先般新聞報道も出ましたけれども、上水道木の沢配水池の工事の問題が、最近では談合問題では新しい問題です。私のところにも手紙が来たとし、その後商業新聞にも来たということのようですけれども、最終的にこの入札の執行を見ますと、やはり異常なんですね。神戸製鋼が当日に指名業者を辞退している。それから、三菱重工業は前に辞退をしている。それから、ベルテクノ技研は書類不備で失格と。一たんお金の札は入れたんだそうですけれども、7 社中 3 社が何らかの形で入札から外れるという事態になっています。談合があるということで私も水道事業所に通報したんですけれども、その手紙全文を渡して、こういうことがあったということでやったんですけれども、何でこんなことが起きるのか。入札で書類不備なんていうことは、普通こんな大きな工事の場合にはあり得ないんですけれども、書類不備ということで失格になった。それから、前日と当日、それぞれ辞退。

これは、指名された業者に、指名方法に問題があったのではないかと指摘する人もいます。あるいは、もっと地元の業者に周辺の仕事を、例えば基礎の仕事などは分離して分割して発注することができたのではないかと。結果的に地元の業者がそこら辺は下請に回ることになるので、そういうやり方だからこんな問題が起きるんだとかいうふうに指摘してくれた業者もいました。

やはりこれはかなり特殊な仕事ですので、こういう業者しかいなかったのかもしれないけれども、この場合も、予定価格を公表したり、もう少し指名業者をふやしたりすれば、こんなことにはならなかったのかなと、素人判断で申しわけないんですけれども、そんな思いもあります。

こういう教訓から何を寒河江市は学んだか、最後にそれをお伺いして、第 3 問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今回の配水池のことにつきまして、初めてといたしますか、余り例のないところの事業でございますので、審査会におきましても、どなたを指名するかというようなことも十分議論されて指名したわけでございます。

それから、談合の情報が出された場合にも、2 回ほどそれにつきまして調査をして、そして、審査会でいろいろ議論をされておる経過があるわけでしたので、今議員がおっしゃるような、どうしてなんだというようなことにつきましては、これは私の方ではうかがい知れないことございまして、今後はそういう情報といたしますか、入ってくるような事態のないように、談合などができないよう業者間で十分これは留意してもらわなくてはならないと思っております、そうでないと、いたずらに市のお金を使って事業をやろうとしているのに水をかけられるような事態になりかねませんから、十分業者間におきまして、行政側、発注する側の気持ちというものを組み込んで対応していただかなくてはならないと思っております。

平成 15 年 3 月第 1 回定例会

佐藤 清議長 税務課長。

宇野健雄税務課長 先ほど認定書の取り扱いについて、申告の現場の方に何か混乱が生じているようなお話がありましたけれども、申告相談する者の事前に研修を重ねまして、統一した見解で対応しておりますので、格別混乱が生じているなどというようなことはありませんので、よろしくをお願いします。

散 会 午後 2 時 4 8 分

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。